

2 専門分野での支援活動

(1) 人と防災未来センター職員派遣

発災直後からの先遣隊による情報収集の結果を踏まえ、発災から約2週間後の3月23日、河田恵昭センター長が宮城県庁に赴き、村井宮城県知事に対して、提言「被災者の生活再建にむけて」を行うとともに、同知事、阿久津内閣府政務官、市村国土交通省政務官と河田センター長による協議が行われ、「政府の現地対策本部が撤収した後の支援も念頭に置きつつ、当面は政府現地対策本部と連携して宮城県を支援する」ことが決まった。

この決定を受け、発災から約3カ月後の6月24日まで、当センターでは宮城県庁内に研究員や研究員OB・OGが1～2名常駐し、宮城県災害対策本部と政府現地対策本部などに対して災害対応支援を行った。

経験を生かした支援活動

(1) 現地支援の取り組み

人と防災未来センターは、宮城県庁内に、国や宮城県と連絡調整する場所を設置し、国の要請に応じて、避難所、ライフライン、応急仮設住宅といった応急・復旧期に必要な災害対応の諸課題に関して資料を作成し、ブリーフィングを行った。また、政府の災害対策本部会議に参加し、必要に応じて助言も行った。このようにして、人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験を後世に伝え、将来の災害における減災を目指すという理念を実践に移した。



宮城県災害対策本部会議



政府現地対策本部
(宮城県庁)

宮城県庁(政府現地対策本部、県災害対策本部)での取り組み

- ・日程：平成23年3月23日～
- ・活動場所：宮城県災害対策本部、政府現地災害対策本部(宮城県庁内)等

・内 容：政府現地対策本部におけるブリーフィング

同本部会議において、応急期における災害対応の諸課題に関して、阪神・淡路大震災以降の経験・教訓及び今回の災害の課題・留意点等を資料にまとめ、説明を行った。ブリーフィング（簡単な報告、状況説明）を行うことは、もちろん現地にいる研究員だが、内容に関してはその研究員の専門性よりもタイミングを重視して決定した。従って、資料作成には、後方支援に回っている研究員や研究員OB・OG、当センターの上級研究員、さらには研究員の各分野における専門家ネットワークを総動員した。

また、ブリーフィング資料は、政府現地対策本部だけではなく、宮城県や宮城県内で支援活動を行っている応援県などにも提供し、活用いただいた。

事務局長補佐 (内閣府企画官)	事務局長 (内閣府参事官)	
内閣府	内閣府	内閣官房 人と防災未来センター 国土交通省 国土地理院
経済産業省 環境省	文部科学省 海上保安庁	国土交通省 林野庁・水産庁
厚生労働省	防衛省・自衛隊	農林水産省

政府現地対策本部事務局配席図
(4月6日時点)



政府現地災害対策本部会議における
ブリーフィングの様子(宮城県庁)
(4月2日撮影)

政府現地対策本部で実施したブリーフィングのテーマ

3/25(金) 避難者数の推移、ライフライン復旧の動き、仮設住宅	4/17(日) 仮設住宅の設置に関わる参考事例(木造仮設、2階建仮設、居住者交流、ベット)
3/26(土) 学校の復旧の動き、自衛隊の動き	4/20(水) 多様な被災者への対応(自閉症、食物アレルギー)
3/28(月) がれき処理、被災失業者	4/21(木) 多様な被災者への対応(親族が行方不明のままになる被災者)
3/29(火) 関連死	4/25(月) 避難所情報の集約
4/ 2(土) がれきの分別・処理、学校の復旧の動き、エネルギー需要、関連死	4/26(火) 在宅避難者と仮設居住者に対する食事・生活支援
4/ 3(日) 義援金の取り扱い	4/28(木) 南三陸町の避難所運営体制の見直しと第2次避難
4/ 4(月) 県外避難者	5/ 2(月) 被災自治体の局(臨時災害放送局等)
4/ 5(火) 遠隔避難(集団避難) 2000年三宅島噴火災害)	5/ 9(月) 恒久住宅対策(復興公営住宅の供給)
4/ 6(水) 仮設住宅の用地確保	5/12(木) 二次避難と県外避難の状況
4/ 7(木) 在宅避難者	5/17(火) 避難所の暑さ対策
4/ 8(金) 心のケア(被災者、災害対応従事者)	5/23(月) 地震保険
4/10(日) 復興体制、復興計画の策定	5/27(金) 東日本大震災における各県の宮城県への人的支援について
4/12(火) 大学等による被災者意識調査の結果概要	6/ 7(火) 避難所の解消
4/13(水) 被災者、中小企業の自立に向けた取り組み	
4/16(土) 物資拠点等での物資の在庫管理など	

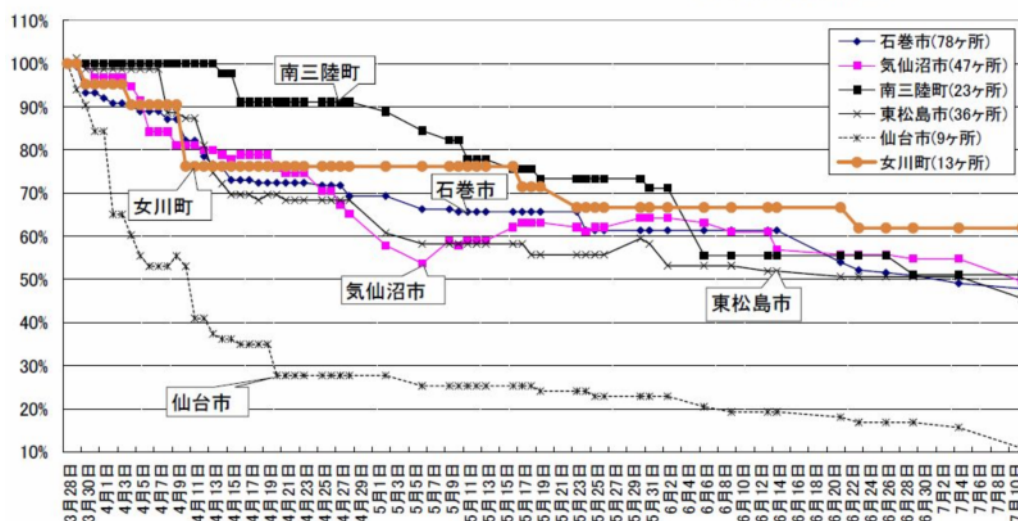
被災地の状況分析に資する資料の提供

政府現地対策本部会議の参考資料として、避難者数、避難者数 / 職員数、電気・ガス・水道の復旧状況、応急仮設住宅の着工状況について、GIS（地理情報システム）を用いて地図化した資料と避難者数と避難所数の変化をグラフにまとめた資料を作成し、提供した。宮城県や応援県に対しても同一資料を提供した。

また、応援県連絡調整会議の参考資料として、応援県の人的支援状況に関する資料を作成し、提供した。この資料は、宮城県庁内で活動している応援県から提供を受けた情報に基づくもので、全てを把握したものではない。政府の現地対策本部会議にも提供し、関係省庁にも活用いただいた。

現地支援で作成している避難所数の推移に関する資料の例

市町別避難所数の推移（5月6日時点で避難者1,200人以上の市町のみ掲載）
（3月28日時点の避難所数を基準（100%）として、避難所数の時間変化を記載） グラフ化：人と防災未来センター



個別の問合せに対する専門的助言

現地に常駐している研究員は5種類の会議に出席。応援県朝礼、宮城県災害対策本部会議（傍聴）、政府現地対策本部会議、応援県連絡調整会議（5月24日時点で13の応援県と宮城県が出席；宮城県、山形県、群馬県、神奈川県、新潟県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、愛媛県、熊本県）、四者連絡調整会議（宮城県、内閣府、NGO・NPO、自衛隊の四者。ボランティア会議とも呼んでいた）である。それらの会議の中で意見や知識提供を求められる場合や提供が必要であると判断される場合に専門的助言を行った。

また、宮城県災害対策本部と政府現地部に常駐しているため、会議以外の場面においてもそうした支援が求められることも少なくない。例えば、物資輸送体制について、県の中期的な日常生活用品のニーズの把握について、避難所の実態把握調査の方法について、県外避難者の受入れ支援内容についてなどである。

発災3カ月以降の対応

6月25日以降は、常駐体制から必要に応じて訪問する体制に切り替え、応急対応や復興対応などの支援活動を実施した。被災地の状況分析に資する資料は、宮城県と政府現地対策本部の要請により、当センターで作成し、提供し続けた。

(2) 南三陸町での取組み

宮城県庁内での応急対応支援以外に、南三陸町においては、復旧・復興対応支援を実施した。これは同町のニーズを把握した政府の現地対策本部から要請される形で始まった。週の半分程度、現地に滞在する体制で活動を続けた。さらに復興計画策定に向けて、策定プロセスに関する助言を行ったり、町長を含む役場職員を対象とした勉強会を開催するなど、様々な支援業務を展開した。

(2) 土木インフラ復旧対策

【下水道施設被災状況調査（3月23日～4月7日）】

下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）に基づき宮城県内の4市町に調査班を派遣し下水道施設の被災状況等の調査を実施した。

全国ルール：直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合には、都道府県を越えて、下水道事業関係者間において、相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるように申し合わせたもの。

被災地の状況と課題

(1) 被災地の状況

調査時は、断水、停電の箇所が多く、物資供給が困難な状況であった。また、現地ではガソリン不足が深刻化しており、一般車両の補給はほとんどできず、高速道路内のスタンドで緊急車両のみを対象に補給していた状況であった。調査中の宿泊場所は確保できたものの、食料などの調達は難しく、ガス、上水道の供給がストップしていたため、長期間の滞在は難しい状況であった。

(2) 課題

先遣部隊として大阪市が宮城県に入っていたが、初動段階で被災自治体の情報も不十分であったため、手探りの中現地で調査内容について被災自治体との打ち合わせをしながら行った。

経験を生かした支援活動

阪神・淡路大震災において下水道に関する支援体制・ルールが確立されていなかったことを教訓に、平成8年1月に「下水道事業における災害時支援に関するルール（以降全国ルール）」がとりまとめられ、この全国ルールを基に各地区ブロックにおいてブロックルールがまとめられている。

この全国ルールに基づき、兵庫県では、県内市町とともに宮城県内の4市町（東松島市、多賀城市、松島町、美里町）に調査班を派遣し、下水道施設の被災状況等の調査を実施するとともに、近畿ブロックを代表して、国土交通省及び宮城県との調整を行った。

〔1次派遣〕

- ・日時：3月23日～3月28日（6日間）延べ72名
- ・構成：4班12名（県職員2名、西宮市2名、芦屋市2名、伊丹市2名、宝塚市1名、丹波市2名、姫路市1名）
- ・派遣先：東松島市、松島町、美里町

〔2次派遣〕

- ・日 時：3月28日～4月2日（6日間）延べ24名
- ・構 成：1班4名（たつの市職員4名）
- ・派遣先：東松島市

〔3次派遣〕

- ・日 時：4月2日～4月7日（6日間）延べ18名
- ・構 成：1班3名（川西市職員3名）
- ・派遣先：多賀城市

〔合 計〕県及び8市 延べ114名



管路調査中（東松島市内）

被災地支援で学んだこと

- (1) 派遣先からの要求は時間により変化するため、短期間でも要求に応じた細やかな支援が重要と感じた。
- (2) 指示待ちではなく、派遣先からの要求に応じた対応を自ら積極的に行うべきと感じた。
- (3) まず現地に駆けつけることが大切で、あとは現地で状況に応じて臨機応変に対応すれば何とかなると感じた。

派遣職員等のコメント

【県土整備部土木局下水道課 主査 田中 芳樹（東松島町派遣）】

津波による被害が甚大で、行方不明者の捜索をしているすぐ近くでマンホールの蓋を開け、調査するのは場違いな感じがした。

【県土整備部土木局下水道課 職員 瀧川 聡（美里町派遣）】

出発まで短い時間での調整であったため、現地に入る時点ではどの自治体の支援に入るか分からないような状況で、宮城県大崎市役所で先遣部隊と落ち合い、そこで初めてどの自治体を支援するのか分かるような状況であった。

また、自治体の被災状況に差があり、混乱している状況であったため、具体的な支援内容も被災自治体の方と打ち合わせをして初めて決まるような状況であった。

【土木技術職員の常駐派遣】

甚大な被害が発生した公共土木施設の復旧・復興に係る課題に対する宮城県土木部局のニーズを把握し、阪神・淡路大震災等の経験と教訓を活かしたアドバイス等の支援を行うため、宮城県土木部（本庁）に土木技術職員を派遣した。

被災地の状況と課題

- (1) 未曾有の被災に対し、今後の被害状況調査や査定設計書作成等の膨大な作業に備え、他府県からの多数の応援職員を受け入れ、復旧体制を早期に整備する必要があった。
- (2) 膨大なガレキの処理やインフラ復旧・復興の道筋を示す指針づくりが急がれた。

〔参考〕宮城県管理の土木施設概算被害額（3/21時点）

約 1,900 億円（阪神・淡路大震災時の本県被害額 733 億円の 2.5 倍）

経験を生かした支援活動

(1) 活動状況

- ・ 3/23（水）～ 4/22（金）の 1 ヶ月間、阪神・淡路大震災の復旧・復興に携わった土木技術職員 1 名が交替で、宮城県土木部土木総務課に常駐
- ・ 兵庫県土木整備部は関係課室の連携により宮城県常駐職員をバックアップ

(2) 主な支援内容

災害査定に向けての支援

3/25（金）災害復旧体制整備に係る阪神・淡路大震災時の実績資料の提供

- ・ 他府県職員の受け入れ体制（費用負担、宿泊施設の確保）
- ・ 査定準備、災害査定、復旧工事の期間別の応援職員も含めた災害復旧体制（期間別の組織、人数、職員構成、応援職員の規模や配属状況等）

3/26（土）災害査定の簡素化に係る情報提供

- ・ 阪神・淡路大震災時における原単位方式の採用や総合単価・机上査定の対象範囲拡大等の実績を説明

■東日本大震災における災害査定の簡素化(H23.4.11国土交通省通知)

簡素化項目	通常	東日本大震災	阪神・淡路大震災
総合単価使用 限度額	1千万円未満	1億円未満	5千万円未満
机上査定額	3百万円未満	5千万円未満	1千万円未満
その他	—	設計図書の簡素化*	原単位方式の採用

※ 平面図や被災状況写真を航空写真で代替、復旧計画図を標準断面図で作成など

がれき処理対策に係る情報提供

3/24（木）宮城県土木部災害廃棄物処理チーム打ち合わせ

3/25（金）阪神・淡路大震災時のがれき処理対策に係る情報提供

- ・土木部所管施設（道路・河川・港湾等）上の倒壊家屋等の処理方法
- ・仮置き場の確保策と管理方法、仮置き場での仕分けや減量化の方法
- ・搬出ルートの設定の考え方
- ・処理に係る業者との契約方法や数量検収方法 など

復興計画策定に向けての情報提供

3/26（土）阪神・淡路大震災「緊急インフラ3箇年計画」の提供

4/19（火）「阪神・淡路大震災復興計画」の提供

その他、技術資料の提供・助言

3/25（金）災害復旧工法等に係る情報提供

- ・地盤沈下箇所における海岸・河川等施設の復旧工法、民地復旧の対応実績
- ・被災した私道の復旧方法及び費用負担の考え方
- ・ガントリークレーンの復旧工法 など

3/30（水）阪神・淡路大震災での緊急・応急対応等の詳細事例の提供

震災時の災害対策事例集（3/26「伝える-阪神・淡路大震災の教訓」兵庫
県編集事務局）のうち、インフラ対策分の詳細版を提供

派遣職員等のコメント

【県土整備部県土企画局技術企画課 課長補佐兼技術調査係長 達可 明朗】

【県土整備部土木局道路街路課 課長補佐兼県道係長 上田 英則】

【県土整備部土木局河川整備課 課長補佐兼都市河川係長 宮永 和幸、
治水係長 木村 浩之】

- ・ 宮城県職員が多忙を極めるなか、本県への照会の調整役として、現地のニーズにあった内容に調整するなど、駐在派遣の意義は深いと感じた。ただ、宮城県のニーズが多岐にわたる中で、駐在した期間が2日間と短く、また、1名での派遣であったため、活動内容に制約もあった。複数人で、かつ、駐在期間もできるだけ長くすれば、より円滑な活動が行えたものと思われる。
- ・ 宮城県からのニーズには、阪神・淡路大震災当時の具体の手続きや復旧工法のほか、土木技術的なものだけでなく、他都道府県からの多くの応援職員の待遇方法等事務的な内容にも及んだが、阪神・淡路大震災時の書類の廃棄や散逸などにより、情報の収集に時間を要したり、十分に対応しきれないこともあった。記録誌には残らない、残せない資料の保管（保存と継承）があらためて重要であると認識した。
- ・ 国や他府県と比較すると、兵庫県の制服（作業服）は地味なため、せっかく人員を派遣していても「兵庫県」をPRする事ができていないと感じられた。
- ・ 津波により壊滅的な被害を受けた被災地の状況や宮城県土木部局が一丸となって復旧・復興に取り組む姿を、直接、見て、感じる機会が得られたことを大切にしなければならない。

【復興都市計画決定支援】

宮城県、宮城県東松島市及び岩手県釜石市から震災の復旧・復興の道標となる都市計画の策定や建築制限の実施について、阪神・淡路大震災時の経験を踏まえた助言を得たいとの要請があったため、随時、都市計画関係職員（OBを含む）を派遣し、必要な助言と意見交換を行った。

被災地の状況と課題

(1) 釜石市：3/24～28

- ・被災から2週間後であり、道路のガレキ撤去に人員を投入していた。
- ・市役所も被災したため、図面・台帳も損傷し、通信や備品も不十分であった。
- ・市職員は現場対応に追われ、復興計画に対応することができない状況であった。



市建設部の様子

(2) 宮城県庁：3/27～30

- ・宮城県は仙台市を除くと石巻市の約16万人、名取市の約7万人と小規模な市町が多く、阪神・淡路大震災と比較して市独自の行政処理能力の差を感じた。



県庁執務室の様子

(3) 東松島市：5/23～27

- ・遺体捜索が続けられていた。電気はほぼ復旧していた。道路の瓦礫は撤去され、車の走行に支障はなかった。
- ・市建設部職員の大半が日中席におらず、忙しい様子だった。



東名運河遺体捜索の排水作業

経験を生かした支援活動

(1) 岩手県釜石市への職員派遣

釜石市長から本県防災監への「阪神・淡路大震災の経験を被災地の復旧・復興に生かしたいので、兵庫県から職員派遣を是非お願いしたい」との要請を受け、3月24日～28日の間、2名（建築職1名、土木職1名）の職員を派遣した。派遣当初の目的は建築基準法第84条や被災市街地復興推進地域の指定による建築制限手法についての助言であったが、現地では建築制限手法に関わらず広い視点からの助言を求められた。県のリーダーシップの必要性を強く感じたため、技監以下県庁幹部にも面談し、必要な助言を行った。



岩手県技監らとの面談

(主な意見交換内容)

- ・住まい復興の考え方(応急仮設住宅、復興公営住宅、集団移転等)
- ・市街地復興の考え方(建築規制、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等)
- ・復興のに向けた体制整備(住民との協働、応援自治体との役割分担等)

(2) 宮城県庁への職員派遣

3月19日に提案した緊急的な建築制限について、具体的な意見交換を行うため、3月27日～30日の間、職員2名(建築職OB(阪神・淡路大震災時の都市計画担当)1名、土木職1名)を派遣した。

3月28日、宮城県庁において、宮城県都市計画課長ほか、関係職員8名と意見交換を行った。

(主な意見交換内容)

- ・都市復興の考え方(復興の基本方針であるビジョンづくり)
- ・阪神・淡路大震災時の兵庫県(都市計画)の動きについて説明
- ・2段階都市計画決定の活用(建築制限の必要性)
- ・被災地の実態調査の必要性
- ・まちづくり協議会、アドバイザー派遣の重要性

(3) 東松島市への職員派遣

4月14日に行った「東日本大震災における『復興まちづくり』への提案」を受け、東松島市から都市計画の課題について助言を受けたいとの要請があったため、5月23日～27日の間、職員2名(建築職1名、土木職1名)を派遣した。

各地区の現地調査及び東松島市建設課都市計画班長と意見交換を行うとともに、「東松島市における復興まちづくりの方向性について」をまとめ、市に提案した。

(主な提案内容)

- ・復興まちづくりの基本的な考え方
- ・都市全体の防災構造のあり方(防潮堤・堤防の設置と市街地の配置方針)
- ・避難路及び避難施設整備のあり方
- ・被害が大きかった各地区での復興の基本的考え方(地区外移転、現地復興等)

被災地支援で学んだこと

(1) 阪神・淡路大震災から16年経っているため、当時を経験した職員が少なくなっていると同時に、記憶が曖昧になってきている。被災県に当時の様子を的確に伝えるためには、兵庫県の職員に対する当時を振り返る研修が必要である。

(2) 東北(宮城県)の風土や風習、人間性や物事の考え方など、関西(兵庫)とは何が違うのかを理解したうえで支援に臨むことが効果的である。

(3) 阪神・淡路大震災では住民の半数が入れ替わった地区もあったが、釜石市に限らず、人口減少・高齢化が進展するなか、従前の就業形態の把握(農・漁業など即地的な形態、会社通勤など利便性重視)と地域性(土地やコミュニティへの執着)の把握、さらには産業・



構造物に頼る限界

雇用施策との連携など、相当なスピード感を持って将来展望の提示や合意形成を行わなければ、まちの衰退が急速に進む恐れがあると感じた。

(4) 災害は物理的・社会的に弱いものから破壊する。ハード整備だけでは限界がある。

(5) 「釜石の奇跡」といわれる災害教育・訓練の効果が高かった。

派遣職員等のコメント

【県土整備部まちづくり局市街地整備課 副課長兼区画整理係長 足立 寿伸】

当方2人に対して宮城県は9人もの職員が出席。何かヒントを求めているのがヒシヒシと伝わり、それに答えるためこちらも一生懸命説明しました。そのため、意見交換は活発で多くの質問が寄せられ、即答もあれば後日にまわしたものもありましたが、どの質問も「分からない、知らない」とは答えませんでした。こちらのバックには兵庫県という組織が控えていると安心して、何でもこいの気持ちが大切です。

発災2週間後の宮城県庁は、建物被害が殆どないため落ち着いた雰囲気であった。職員は救援や復旧に忙しそうであったが、被災現場との温度差を感じました。

被災前から都市計画の業務が比較的に少ないのか、今回の災害での動きをみているとやや遅いように感じました。

【県土整備部まちづくり局都市計画課

課長補佐兼施設係長 荒谷 一平】

「都市計画の担当者」「阪神・淡路大震災の経験者」として派遣されたが、阪神・淡路大震災と被災状況が違うこと、風土・風習や物事の考え方等も同じではないことから、現地ではまず聞くことが大切です。

NHK盛岡が終日取材に張り付くなど、「阪神・淡路大震災を経験した兵庫県」という期待が大きいと感じました。

近隣に被災していない県事務所があるが、市役所との連携が見られない。また、都市計画は本庁所管であり、結局は2時間30分離れた県庁まで行って話すことになりました。



現地取材の様子

【県土整備部まちづくり局都市計画課 主査 前川 哲郎】

策定された市の復興計画書に、我々が提出した報告書と同じ内容が多く盛り込まれている事が分かり驚きました。また、宮城県が発表した震災復興計画（第1次案）の内容も多くが類似していました。短い期間の調査でしたが、現地の生の状況を踏まえた提案には説得力があり、受け入れられたものと思っています。

阪神・淡路大震災時、東京ではよそごとであるかのように扱われていると感じたことがありましたが、石巻市内にある三陸自動車道IC付近のシネマコンプレックスのあった大型ショッピングモールが普通に営業していました。甚大な被災を受けたのは長大な沿岸部であり、数キロ内陸に入っただけでこんなにも違うものかと実感しました。局所的な被害状況とそれに伴う意識の格差はどんな大災害でも起こりうることを忘れずに支援に取り組むべきだと感じました。

【県有施設の復旧工事支援】

宮城県から東日本大震災で被災した県有施設（県立学校舎）の復旧・復興にあたり、技術職員（機械職）の長期派遣要請を受け、職員を派遣した。

被災地の状況と課題

多数の県有施設が被災しており、施設の早期復旧・復興には多数の技術職員が必要。

県有施設の被害額（「東日本大震災記録誌（宮城県土木部版）暫定版」）

県立学校 264 億円、庁舎等 223 億円

経験を生かした支援活動

(1) 宮城県からの派遣要請による技術職員（機械職）の長期派遣

4月中旬、宮城県より、東日本大震災で被災した県有施設（県立学校舎等）の復旧・復興事業等に従事するため、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間、地方自治法第252条の17の規定に基づく技術職員（機械職）1名の派遣要請があった。

この要請に対し、前期（平成23年6月1日から平成23年10月31日）と後期（平成23年11月1日から平成24年3月31日）の2回に分けて派遣することとし、県土整備部総務課において人選に着手し、関係課と調整の上、5月23日に前期の派遣者を決定し、6月1日より宮城県土木部設備課に派遣した。

(2) 主な活動内容

被災した県立学校舎、庁舎等の県有施設の災害復旧関係業務を宮城県職員とともに行った。

〔業務内容〕

被災施設の現地調査

発注設計図書（図面・設計書）の作成

工事の発注業務

工事監理業務

工事完成検査立ち会い

目的物引き渡し

災害査定用設計図書の作成（国費が入る事業の場合）

災害査定の立ち会い（国費が入る事業の場合）

通常の営繕・設備業務（被災施設以外の上記 ～ ）

来年度予算算出業務

〔前期派遣期間中の業務〕

6月：学校施設 10 数校の現地調査開始

7月：被災した一般施設（事務所、福祉施設、文化施設等）の現地調査・設計委託・仕様書作成

8月、9月

当初派遣職員に割り当てられていた単年度で終わることが想定される比較的軽微な被害の施設以外の施設の現地調査や設計委託の仕様書作成

設計業務・発注業務

被災建物以外の業務（通常の改修工事や建て替え工事の調査・設計・積算・発注・現場管理等）

来年度の予算算出

10月：災害査定に向けた設計書・資料作成



執務風景



派遣職員集合写真

被災地支援で学んだこと

被害の大部分は津波によるもので、学校の耐震化が終わっている宮城県では地震の揺れによる建物本体（設備を含む）の大きな被害はほとんど無く、その有効性を改めて実感した。

設備関係の機械（受水槽や空調機械等）は重量やメンテナンス性の面からも1階や地下に集約して設置されることが多いがリスク管理の面からは問題であり、省エネ・維持管理・トータルコスト・リスク管理など多方向からそれぞれの施設毎にバランスがとれるようにきちんと計画・設計を行っていくことが必要である。

派遣職員等のコメント

【県土整備部住宅建築局設備課 職員 中尾 拓哉】

“復旧工事”の私のイメージは「直す事を最優先でスピード重視」でしたが、現地では、地震や浸水による被害がそれほど小さくなく、施設毎に業者に依頼して修繕すればすぐに直るものも、きちんと設計して査定受けてから・・・というものが多く、また、補助対象にならないものは修繕しないというスタンスの施設もあり、歯がゆい思いをしました。

電気や上下水と言った生活に密着したものは、早急に直す必要があることから、本庁がリーダーシップを取ってどうすべきかを一元的に指示するべきではないかと思いました。

現地でのエピソード

【県土整備部住宅建築局設備課 中尾 拓哉】

宮城県は電子化が進んでおり、出勤簿から休暇届・残業・旅行命令、公用車予約はもちろん、設計書の起工や発注に至るまでそのほとんどがパソコンから操作する必要があり、その操作方法に慣れるのが大変だった。

【公共土木施設の復旧工事支援】

宮城県から東日本大震災で被災した公共土木施設の復旧・復興にあたり、土木技術職員を派遣した。

被災地の状況と課題

多数の公共土木施設が被災しており、施設の早期復旧・復興には多数の技術職員が必要
公共土木施設の被害額（「東日本大震災記録誌（宮城県土木部版）暫定版」）
4,283 億円(宮城県所管分：H23.9.21 現在)

経験を生かした支援活動

(1) 宮城県からの派遣要請による土木技術職員の派遣

宮城県より、東日本大震災で被災した公共土木施設の復旧・復興事業等に従事するため、平成 23 年 4 月 9 日から 4 月 29 日まで 3 名の、平成 23 年 5 月 8 日から 6 月 1 日まで 6 名の土木技術職員を大河原土木事務所に短期派遣した。

また、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく土木技術職員の派遣要請に対し、平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで宮城県大河原土木事務所（途中より仙台土木事務所）に 4 名の職員を長期派遣した。

さらに、平成 23 年 8 月 1 日から災害査定関連業務に従事するため、宮城県土木部防災砂防課に土木技術職員 1 名を追加で長期派遣した。

(2) 主な活動内容

被災した道路、橋梁、河川、砂防、海岸等の公共土木施設の災害復旧関係業務を宮城県職員とともにいった。

〔業務内容〕

被災施設の現地調査
災害査定用設計図書の作成
災害査定の立ち会い

〔派遣期間中の業務〕

陸域

- ・災害査定設計書の作成（6 月～10 月）
- ・災害査定（6 月末～10 月）
- ・災害復旧工事事務（災害査定後～）

浸水域

- ・被災状況の確認、申請内容の検討（8 月～10 月）

- ・災害査定設計書の作成（9月～10月）
- ・災害査定（9月～12月）
- ・災害復旧工事事務（災害査定後～）

被災地支援で学んだこと

膨大な被災箇所数に対し、年内査定完了という極めてタイトなスケジュール、加えて被災原因が津波という、標準的な復旧工法が全くない中での査定申請という、災害査定の中でもかなりイレギュラーな状況においては「即断即決」「説得力」が重要。

派遣職員等のコメント

【県土整備部土木局道路企画課 主査 安井 誠一郎】

- ・ 現地の職員の方々は、自らも何らかの形で被災者であり、心身共に疲労が蓄積しているはずなのに、そんなそぶりは微塵も見せずに、我々派遣職員を、本当の職員と同じように扱って頂いたことで、5ヶ月間という長丁場を乗り切ることが出来たと思っています。
- ・ とはいえ、復興への道のりはまだまだ険しいと言わざるを得ず、心身の両面からの自治体職員の支援は、今後ますます重要になってくると思います。

現地でのエピソード

インフラの復旧・復興も勿論大事。しかし、それ以前に解決していかなければならないことの多さを感じ、心が折れそうになった。でも、自分に与えられた任務は、我々の職種でないと出来ないこと。また、将来のまち再生には絶対必要なこと、そう思い直す。その繰り返しだった。津波被災地の調査に行くたびに思っていたことです。

【応急仮設住宅の建設支援（3月18日～8月31日）】

国土交通省からの要請を受け、宮城県に応急仮設住宅建設の支援を行う職員を派遣

被災地の状況と課題

(1) 計画・発注時期

応急仮設住宅の早期着工に不可欠となるプレハブ建築協会との協議が始まっていなかった。

市町別の供給戸数も決まっていないうちで、早期着工の必要性に迫られたが、立地基準、建設基準がなかった。

（参考）

立地基準・・・インフラ整備状況、敷地規模、接道要件、利便施設の条件、小中学校のグラウンド使用可否など

建設基準・・・タイプ別割合、車椅子対応住戸数、住棟向きとその配列、隣棟間隔、通路幅員とその仕様、雨水排水対策、断熱仕様、隣地との緩衝帯、駐車場・駐輪場設置率、集会所・広場設置基準など

建設用地不足（他市町村、民地、県外用地活用が必要）

行政機能の低下等による避難者へのヒアリングが遅れ、ニーズの把握が困難

(2) 建設時期

図面審査は、宮城県住宅課分室職員（2～3名）で全団地を審査しているため、時間的な余裕もなく十分な審査ができていない状況ではない。また、設備（電気・給排水）図面は審査されておらず、社団法人プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）の責任施工となっている。

現地調査・縄張り確認・建て方確認については、支援職員（3人～4人で1班）が現地確認し、結果を宮城県に報告する（原則として、当日中に報告書を作成し報告）。また、完成検査については、宮城県（住宅課）職員1名に同行してもらい書類・現場検査を行う。

現場は納期的に厳しいため、施工が終わってすぐに（プレ協指定業者による自主検査をほとんどしないまま）完成検査を受ける状況になっている。プレ協による社内検査が実施されている場合でも、建築を主に検査されているため、設備（電気・給排水）についてはほとんどチェックされていない。そのため、完成検査時に設備に関する不具合等を発見するケースが多い。ほとんどの団地で完了検査日と引渡し日が接近しているため（同日の場合もあり）、未済工事や不具合等があれば至急実施・是正してもらうこととなる。

東日本大震災の応急仮設住宅の建設戸数が7万戸と膨大であるため、規格建築部会（いわゆるプレハブ）だけでは対応できず、住宅部会（ハウスメーカー）も建設している。

規格建築部会（大和リース、日成ビルド、コマツハウス、
内藤ハウス、郡リース等）

住宅部会（ダイワハウス、積水ハウス、パナホーム、三井ホーム、住友林業等）

規格建築部会は仕様が統一されているが、住宅部会はメーカーごとに設計仕様が異なっている。

規格建築部会

外壁:スチール 屋根:折半 床:タイルカーペット 天井・壁:化粧PB サツ:単板ガラス



住宅部会

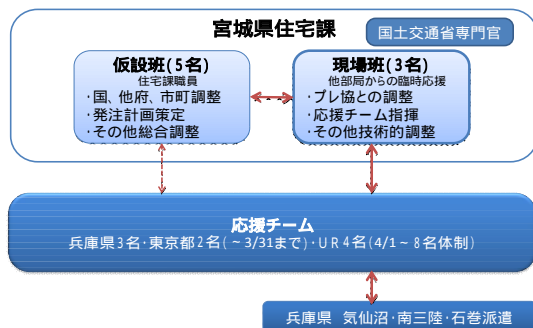
外壁:サイディング 屋根:化粧スレート 床:フローリング 天井・壁:クロス サツ:複層ガラス



経験を生かした支援活動

(1) 計画・発注時期

阪神・淡路大震災での経験を踏まえ、応急仮設住宅建設にかかる業務の全般に関するアドバイスと、他府県応援チームの一員としての技術的支援及び他府県応援チームの支援体制として、建設が軌道に乗るまでは兵庫県が主導して現場調査、現場監理を行った。



応急仮設住宅建設体制
(計画・発注時期)



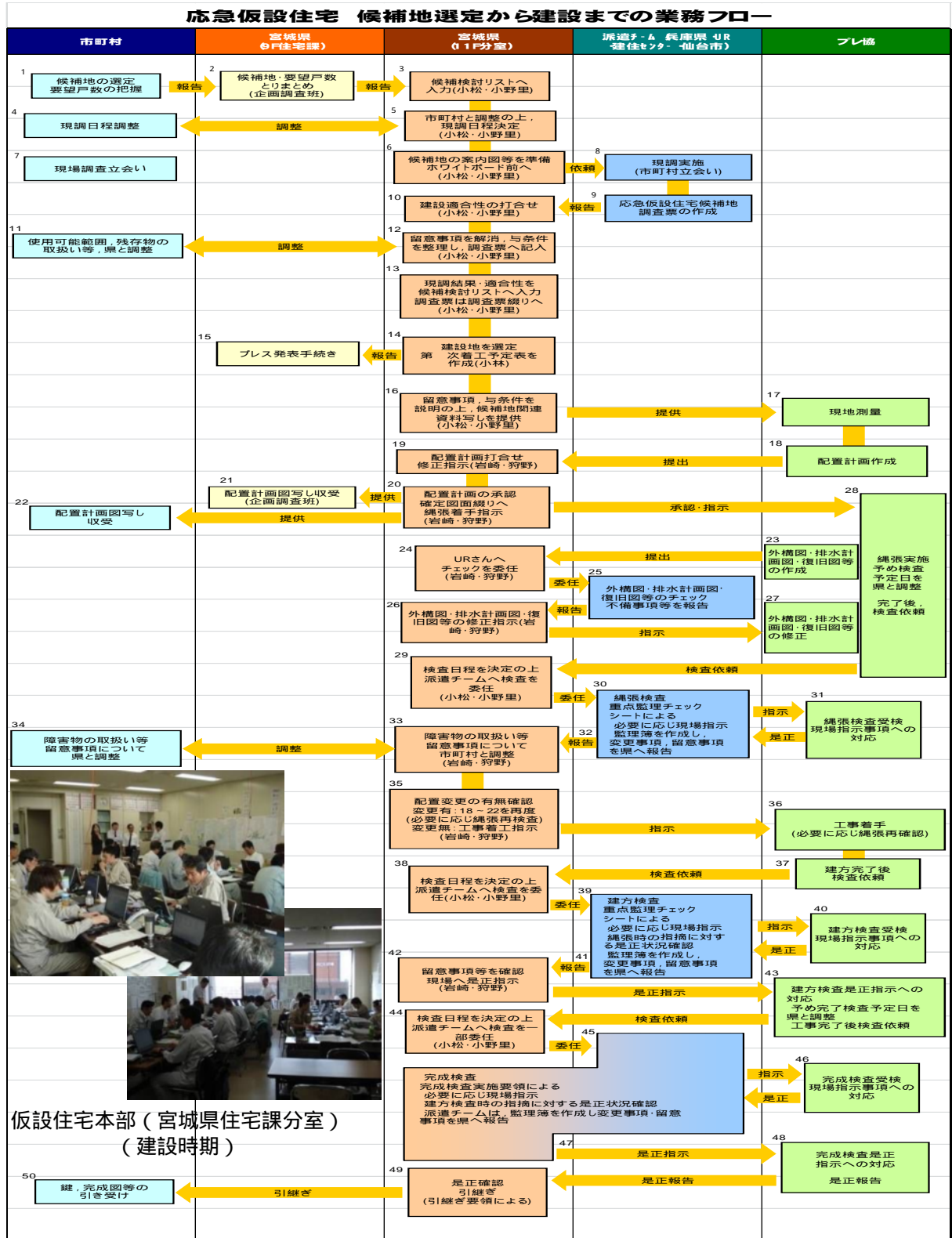
応急仮設住宅本部（宮城県住宅課分室）
(計画・発注時期)

早期着工、早期完成に向けた事業の進め方の確認及び、宮城県担当者と応援職員との役割分担

応急仮設住宅の建設マニュアル、立地基準、建設基準等の具体化
 供給側（プレハブ建築協会、地元協力業者）との協議、供給方針の共有
 初期着工の応急仮設住宅敷地の確認及び配置計画協議

(2) 建設時期

建設候補地の現地調査、現場監理（縄張り、建て方検査、完成検査等）



候補地調査



縄張り検査



建て方検査



完成検査



阪神・淡路大震災では事後対応になった例から、駐車場・集会所の必要性、庇・風除壁の設置、通路の舗装等を最初の打合せで提案し、実施された。



庇・風除壁・手すり



通路舗装

応急仮設住宅の設置期間が長期にわたるため、教育と生活現場の分離のためには望ましくないが、用地不足や市町の要望が強く、小中学校グラウンドに応急仮設住宅を建設することとなった。

被災地支援で学んだこと

(1) 平時からの準備

仮設住宅建設候補地の事前確保等

- ・ 迅速な建設のため、公園等のまとまった公有地（県有地、国有地を含め）など応急仮設住宅候補地の情報を必要なインフラ整備状況も含めリスト化し、常に更新しておくことが必要。

- 今回のような大規模な災害の場合は、被災地での応急仮設住宅建設だけでなく、被災地外への集団疎開や民間宿泊施設・共同住宅の借上げや家賃補助など応急仮設住宅の代替手段を検討しておくことが必要。

実務的な各種マニュアルの整備と地域性を配慮した運用等

- 建設部隊だけでなく福祉部門も含め、建設から入居、管理、除却までの一連の業務に関するマニュアルの作成、整備が必要。また、災害の規模や範囲、地域性を考慮して細かい部分で修正、変更できる弾力的な運用が必要。
- 近隣自治体、遠方自治体からの職員の受け入れによる体制整備の検討が必要。
- 今後も全国で自然災害が多発することが予想されることから、地域毎の標準的な仕様を事前に検討し、決定しておくことが必要。特に断熱性能に関しては、供給サイドとして工法も含め検討が必要。

職員研修等

- 定期的な市町担当者への研修会が必要。
- 過去の災害の教訓を共有しておくことが必要。
- 小規模な災害、大規模な災害、壊滅的な災害などのレベルに応じた対応等を予めシミュレートしておくことが必要。

(2) 現場対応

発注方法改善の検討

- 短期間に大量の建設が必要な仮設住宅の発注に、通常の請負契約の概念を適用することには無理があることから、物品購入のように性能のみを提示し、品質管理やアフターフォローは業者の責任範疇とする発注方法改善等の検討が必要。

職員体制等

- 応急仮設の建設班のリーダーは被災県の職員が務め検査時の指摘事項等を蓄積し後の共通仕様書等に反映することが必要。
- 短時間で効率的に現場確認・検査等を行うために建築職、機械職、電気職でチームを編成することが最適。このため、職種をバランスよく派遣することも必要。

(3) 現場監理チェックシートの有効性

震災後早い段階で支援に携わった職員（建築職・電気職・機械職・土木職）が作成した応急仮設住宅現場重点監理チェックシート（縄張り確認用と建て方確認用）、完成検査チェック表（書類検査用と住戸内部・外部検査用）は工種（建築・電気・給排水・土木）ごとにポイントが整理され、内容も充実しており、それをもとに数多くの団地・住戸を効率よく確認・検査することができ非常に役立った。

項目名	平成23年 月 日	作成者		
現場監理内容	重点管理項目	確認項目	確認結果	備考
✓ 縄張り確認	● 敷地位置の確認	<input type="checkbox"/>		
	○ ホンダマーク設置確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 現場周辺ポイント確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 現場内環境確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 敷地のレベル確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 敷地の排水方法の確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 現場関係書類の集約・点検	<input type="checkbox"/>		
	○ 住戸建入前の土留め確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 敷地関係の立書等確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 水回りの確認	<input type="checkbox"/>		
	● 電気配線の確認	<input type="checkbox"/>		
	● 換気システムの確認	<input type="checkbox"/>		
	● 風呂給湯の確認	<input type="checkbox"/>		
	● 給排水の給排水確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 土留めの確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 土留めの確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 建物の傾斜確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 基礎と躯体の接合部確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 基礎と躯体の接合部確認	<input type="checkbox"/>		
	○ 水の配管確認	<input type="checkbox"/>		
住戸数	住戸の1/2程度を目安に発見（有・無）			
実測内容				

項目名	平成23年 月 日	作成者		
現場監理内容	重点管理項目	確認項目	確認結果	備考
△ 建て方確認	● 基礎部の圧入済み状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体フレームの設置・水平確認	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体間の隙間確認	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
	● 躯体材の釘付け状況	<input type="checkbox"/>		
工事の進捗状況の確認（確認・確認済・確認済済）				
● 確認済済の場合の対応策の検討				
確認済済工事の有無（有・無）				
実測内容				

チェックシート

各分野の専門職が応急仮設住宅建設前（早い段階）にポイントを整理した（大まかな）チェックシートを作成し、その後現場へ行くごとに気づいた点を徐々に追加・修正（設計・施工にも反映）していくことが重要。

派遣職員のコメント

【県土整備部まちづくり局都市政策課都市政策係 係長 山盛 貴重】

支援体制が予め定まっていれば非常時の職員派遣もスムーズにいくと思いました。

災害時にこそ平常時以上の役割を果たす必要があるという、本来の公務員の責務を再認識したほか、被災自治体職員より、特定目的の応援の職員の方が冷静に対応することができることも多く、非常時には有効であると思いました。

【県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅総合計画係 係長 植田 吉則】

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震などの大震災を受け、応急仮設住宅の仕様が向上しています。これは応急仮設住宅の存置期間が長期化する傾向にあること、一般的な恒久住宅の仕様向上によるものと考えます。

特に住宅部会の仕様に至っては、基礎以外は本設仕様であることから、これを数年で処分することは環境配慮の観点から、経済的な観点からも「モッタイナイ」と思います。

今後、予想される東海・東南海・南海大地震の連動地震が起こった場合に、今回のような応急仮設供給は現実的に難しく、再考すべき点が多いと思えます。自然災害が頻発するこの日本では、継続可能な対応方策を準備しておく必要があります。1日も早く供給する必要があること、長くとも存置期間が2年であること、建築基準法も適用されない超法規的な措置であること、入居者の家賃負担が「0」であることを前提として、応急仮設住宅供給のあり方を検討すべき時期に来ていると思えます。

現地でのエピソード

【兵庫県住宅供給公社住宅整備部県営住宅建設第1課 課長 山本 逸二】

ガソリンがない…

スタンドには早朝からガソリンを求める長い車の列、並んでも買えるかどうかは分からない。緊急車両の証票が威力を発して、ガス欠だけは免れた。

【県土整備部まちづくり局都市政策課都市政策係 係長 山盛 貴重】

高速道路のおにぎりサービス

被災後1週間時点での派遣であったため、特に派遣初期は食料の調達が困難であったが、県庁職員が炊き出しをおこなってくれたことや、復旧関係者しか立ち入れなかった高速道路のサービスエリアに炊き出しコーナーが設置されていたことなど、自らが被災しているにもかかわらず、地域の方の復旧関係者への心遣いを感じた。

【兵庫県住宅供給公社住宅整備部設備課 主査 絹川 茂樹】

第8班の現場は、宮城県庁から遠く離れた不便なグラウンドや公園といった場所が多く、片道2～3時間、走行距離約200km/日が標準的であり、このため1団地（現場）にかけられる時間は、1時間～1.5時間程度と短時間で、特に完成検査は、困難だった。

現場で特に気になったのは、「水」だった。上水が飲用不適だったり、流量が少ない近くの小川から取水・ろ過して利用するという所もあった。

【県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅総合計画係 係長 植田 吉則】

地域コミュニティの尊重とは

とある島では2つの漁港を中心とした2つの地域それぞれの要望で、応急仮設住宅の建設地となった町民グラウンドの東側、西側に分かれて応急仮設住宅を建設し、それぞれの地域毎に応急仮設住宅の管理運営することとなった。当然、集会場も2つ、浄化槽、受水槽も2つ必要となる。

地震により、亀裂の入った建設地の町民グラウンドのように、2地域の関係は亀裂が入ったまま、復興へと向かうのか……。

【応急仮設住宅供給事業者公募業務支援（4月14日～5月10日）】

国土交通省からの要請を受け、「応急仮設住宅供給事業者の提案受付事務局（一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会）」に職員を派遣し、応急仮設住宅供給事業者の公募に係る提案書（ ）の受付・審査、審査結果のリスト化を支援。

「提案書の内容」

- ・被災3県を対象とした「輸入住宅資材を用いた仮設住宅の供給提案」
- ・宮城県のみを対象とした「宮城県内業者による仮設住宅の供給提案」

被災地の状況と課題

海外メーカーから国及び被災県に応急仮設住宅提供の申し出があったが、「国内メーカーと仕様が異なるため品質の確保」「建設後のメンテナンス体制の確保」などが不明で対応に苦慮していた。

経験を生かした支援活動

応急仮設住宅供給事業者からの提案書の評価項目の中に、阪神・淡路大震災における応急仮設住宅の管理面で問題となり対応策を講じた「床下の雨水排水への対応」「管理組織体制の構築」などを取り入れた。

提案段階で対応策を講じる措置をとったことで、より被災地に適合した住宅供給が可能となったと思われる。

被災地支援で学んだこと

提案書の記載方法に関する電話対応に相当の手間と時間を要した。提案書は、二者択一で回答できるような簡潔・明瞭な記載内容とすべき。

派遣職員のコメント

【県土整備部住宅建築局営繕課 主査 永田 佳幸】

今回の活動は、国内メーカー（プレハブ建築協会の加盟会社）では応急仮設住宅の供給量が確保できないためプレハブ建築協会以外の国内メーカーおよび海外メーカーの生産能力を活用し、早期に応急仮設住宅を供給するという目的があった。各メーカーによる供給提案書を審査したところ約29万戸が供給可能であった。

今後、災害の規模の差異は考えられるが、国内外のメーカーを活用することで応急仮設

住宅の供給量は確保されると思われる。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災における応急仮設住宅の供給において、用地確保が難航したという状況から考えると、平常時から応急仮設住宅の建設用地を選定し、災害時には早期に応急仮設住宅を供給できる体制を整えておくことが重要と思われる。

現地でのエピソード

- (1) トレーラーハウス、キャンピングカー、ドームハウス（膜構造）、ログハウスなどの提案があった。提案受付事務局では、全ての提案を募集要件への適合・不適合に区別してリスト化し被災県に提示しており、トレーラーハウス・キャンピングカーについては適合している提案があった。また、ドームハウス・ログハウスについては募集要件のうち「屋根・外壁は不燃材で仕上げられていること」という項目などへの対応が不明確であったため不適合提案としてリストに掲載されている。



- (2) 国内企業より応急仮設住宅（1億円分）を寄付する申し出があり、提案受付事務局では対応できないため被災自治体に直接申し出ることを伝えた。この国内企業は特定の自治体に申し出を行ったが、受け入れた自治体は無かった。

受け入れられなかった理由についての聞き取り調査は行っていないが、住宅の故障・損傷等に対する管理体制が整備されている国内メーカー供給の応急仮設住宅とは異なり、寄付を受けて供給した住宅の場合、自治体自らが管理を行う必要がある。この管理に係る事務量増大を懸念したことが受け入れられなかった理由ではないかと思われる。また、当時、応急仮設住宅は県において整備されるもので、市町が整備した場合について災害救助法の適用等が不明確であったことなども理由の一つではないかと考える。

今後、自治体においては住宅の寄付等も他の災害支援物資と同様に受け入れ、有効に活用する方策をあらかじめ検討しておくことが必要ではないかと思われる。

【被災宅地応急危険度判定士の派遣】

大地震による宅地の大規模かつ広範囲な被災に対して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を派遣した。

被災地の状況と課題

- (1) 判定を実施した宅地を含む住宅地のほとんどは、昭和30年代から40年代にかけて谷筋に沿った斜面地において宅地造成された、古い住宅団地であり、団地内の区画道路も急こう配で幅も狭く、ほとんどが幅員4m前後であったことから、判定作業（特に宅地間の車移動）が難航した。
- (2) 今後、余震の発生や雨水等の状況により被害が拡大する恐れがある。
- (3) 被災宅地の居住者に非常に高齢者世帯が多く将来における宅地の維持管理等に問題が残る。

経験を生かした支援活動

〔派遣までの経緯〕

- (1) 3月23日～4月3日 国土交通省からの要請を受け仙台市において、北海道、東北、関東地区の39地方公共団体が被災宅地危険度判定の広域支援を実施した。
- (2) 4月12日 4月7日に発生した余震（宮城県沖M7.4）等で被災した仙台市内の宅地について、宮城県から国土交通省に被災宅地危険度判定士の広域支援要請が行われた。
- (3) 4月12日 国土交通省から中部ブロック（幹事：名古屋市）、近畿ブロック（幹事：兵庫県）に、4月18日から4月21日までの4日間の派遣可能人員の打診があり、近畿ブロック各府県に派遣可能人員を確認し、69名を報告した。
- (4) 4月13日 国土交通省から近畿ブロック45名（京都府、大阪府、兵庫県で各15名）の派遣要請を受けた。

派遣府県等

京都15、大阪15、兵庫15

石川3、愛知3、名古屋3、静岡3、都市再生機構3 } 計60名

調査対象 仙台市内の宅地 約960件

- (5) 4月13日 京都府、大阪府、県内関係市（神戸市、姫路市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市）に派遣要請を行った。
- (6) 4月14日 宮城県から文書で派遣要請があった。
- (7) 仙台空港が自衛隊や米軍の復旧作業により4月13日より使用可能となっており、各自治体で航空券を手配。現地の移動手段としては、レンタカーを手配した。公共団体によっては公用車等で現地入りしたところもあった。

〔被災宅地危険度判定〕

(1) 宅地の擁壁は、玉石空積擁壁や擁壁の上にコンクリートブロックをさらに増積みしたもの等、現行基準を満たさないものが多く見受けられ、これらに甚大な被害が確認された。

【写真のとおり】

(2) 判定箇所数が多く、早朝から夜遅くまで判定活動に追われた。もう少し、余裕のある日程（5～6日間）であれば、判定依頼周辺の被災宅地も注意して判定活動が出来たと思うが、依頼件数が多く余裕が無かった。

(3) 複数の近隣接する宅地が同時に地滑りするなど、街区単位の大規模な地滑りが多く見受けられた。【写真のとおり】

(4) 被災宅地危険度判定結果(4/19～22)

判定箇所数	940箇所
危険（赤）	253箇所
要注意（黄）	418箇所
調査済（青）	269箇所



玉石空積擁壁



青葉区旭ヶ丘2丁目周辺の地滑り

仙台市の判定状況（H24.1.9現在）

判定箇所数	3,880箇所
危険（赤）	794箇所
要注意（黄）	1,310箇所
調査済（青）	1,776箇所

東日本大震災（全体数）

6,456箇所
1,450箇所
2,142箇所
2,864箇所

被災地支援で学んだこと

(1) 判定作業では被災現場でホワイトボードに水性マジックで宅地番号等を記入し写真撮影を行う。初日は雨が降りインクが乗らなくて困ったが、予備にノートを持参していたため、ノートをホワイトボードの代わりに使用して作業を行った。また、判定用紙や危険度判定結果のステッカーに記入するのも雨の中での作業となり、効率が悪く、苦労した。

判定用紙や危険度判定結果のステッカーがビニール製であれば、雨の中での作業で水に濡れも効率よく作業が出来たと思われる。



R C 擁壁の倒壊

(2) 3人1班体制であったが、それぞれの役割を認識し慣れるのに時間を要した。初めての判定作業であり、業務に慣れた頃に派遣が終了するといった感じであったが、より多くの判定士が今回のような実践経験を積み今後の地震に備えることが必要。

派遣職員等のコメント

【県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室 審査係長 岩本 孝司】

仙台市では所有者自らが被災した宅地を直す意識が非常に高く、「早く補修をするために、業者に補修の見積を依頼しているとか、近隣の人に迷惑をかけられない」と言う声が多く聞こえた。長い付き合いのある隣接者に迷惑をかけられないという想いなど、地域の中の「きずな」的な考え方が根付いているためと思いました。【写真のとおり】



ネット補修済

初日から雨や雪と天候が悪く、5時に起床し20時頃に宿に戻るなど、非常に厳しい作業でしたが、初の実践での危険度判定は貴重な経験となりました。

判定箇所数について、仙台市に確認すると、「4日間では無理な件数で、5日間で依頼する予定であったが、宮城県から応急危険度判定業務は通常は3日間なので、4日間とすることの指示があったため、5日間分を4日間で依頼した。」との回答がありました。

派遣先の被災状況によるが、旅館で宿泊し食事も付いており、仙台市内はコンビニ等も営業し、食事休憩やトイレ等にも困ることはなかったため、判定日数が5～6日間程度でも良かったと思います。

もう少し状況に応じた対応ができれば、より細やかな判定活動ができたのではないかと思います。

【県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室 主査 木戸 政視】

現地の移動手段はレンタカーを使用したが、地理に不案内であることに加え、判定を実施した住宅団地内の道路は非常に狭く、急勾配や袋路地の道路が多いことから被災宅地間の移動に大変苦労し、初日の判定作業は遅々として進みませんでした。

このため、初日の判定作業終了後に住宅地図や判定宅地の住所を見ながら、2日目以降の判定計画について毎晩深夜まで班ごとにミーティングを行った結果、2日目以降の判定件数は初日と比べ倍近く伸び、効率的な判定活動が実施できました。

近畿ブロックとしては初めての被災地派遣となったが、今回の派遣で得られた経験を踏まえて、今後の被災宅地危険度判定士の育成等に活かしていきたいと思います。

【復興まちづくり計画策定支援】

建築技術職のいない南三陸町からの派遣要請を受けて、広域的に甚大な被害を受けた町の復興まちづくり計画の策定のほか、応急仮設住宅・仮設庁舎の建築を含め建築事務全般を支援するため、建築技術職員を派遣した。

被災地の状況と課題

- (1) 被災市町村では、がれき処理対策、建築物の被災状況調査、応急仮設住宅の建設等といった災害直後の初動対応期から、都市計画、市街地整備、公営住宅整備等の復興まちづくりにむけた推進体制の早期整備が必要である。
- (2) 特に被害の大きかった南三陸町では、災害直後の事務の増大に加え、職員（H22.4.1現在 353人）のうち約40人が死亡または行方不明となるなど絶対的な人員不足が生じた。また、建築系技術職員が不在であり、復興まちづくり全般についての支援が必要である。
- (3) さらに、津波の被害により庁舎も被災しており、復興まちづくり計画や応急仮設住宅のみならず仮設庁舎や診療所等の必要な公共施設の建築を含め建築事務全般を支援する必要がある。

経験を生かした支援活動

復興まちづくり計画の策定のほか、応急仮設住宅・仮設庁舎の建築を含め建築事務全般を支援するため、建築技術職員を兵庫県から派遣した。

(1) 復興まちづくり関係

復興まちづくりについて、震災復興町民会議や都市計画審議会で建築制限等の制度についての資料作成や助言を行うほか、土地利用計画の策定に向け、住民意向調査や住民説明会など住民が参画するまちづくりの機運醸成に関わった。

- 6月 震災復興計画策定会議、復興まちづくり意向調査打ち合わせ、建築制限（建築基準法第84条）の建築物相談 等
- 7月 復興まちづくり意向調査、震災復興町民会議 等
- 8月 震災復興町民会議 等
- 9月 被災市街地復興推進地域指定協議・説明会 等
- 10月 都市計画審議会 等
- 11月 被災市街地復興推進地域の指定、都市計画審議会 等
- 12月 土地利用計画の住民説明 等

(2) 応急仮設住宅・災害公営住宅関係

応急仮設住宅の建設調整や不具合へ対応のほか、阪神・淡路大震災後に問題となった孤独死を防ぐため、応急仮設住宅58団地全てで自治会の立ち上げに関与した。災害公営

住宅の建設にも関わった。

- 6月 応急仮設住宅の用地選定、町営応急仮設住宅の発注 等
 - 7月 応急仮設住宅の用地選定、町営応急仮設住宅現場監理・検査、グループホーム化検討 等
 - 8月 町営応急仮設住宅現場監理・検査、自治会立ち上げ調整、車椅子対応協議 等
 - 9月 自治会立ち上げ調整、応急仮設修繕対応 等
 - 10月 応急仮設住宅修繕対応（寒さ対策）等
 - 11月 災害公営住宅の建設検討、住宅アンケートの実施、応急仮設住宅修繕対応（寒さ対策）等
 - 12月 災害公営住宅の建設検討、応急仮設住宅修繕対応（寒さ対策）等
- 1月からは災害公営住宅計画作成

(3) 庁舎関係等

- 8月 仮設庁舎候補地検討、仮設庁舎設計、診療所設計 等
- 9月 仮設庁舎設計、診療所設計 等
- 10月 仮設庁舎・診療所確認申請、給食センター設計、小中学校災害査定設計 等
- 11月 給食センター設計、小中学校災害査定設計 等
- 12月 仮設庁舎及び診療所工事監理、給食センター確認申請 等

被災地支援で学んだこと

- (1) 復興まちづくり計画に向けた住民説明会を実施したが、まちづくり協議会の必要性を説いてもあまり認識されない。震災前からの「行政区」の組織（自治会）が機能しているため必要性を感じられないのであろうが、今後事業を推進するためには、行政区だけでは住民の細かな意見を吸い上げることは難しい。
- (2) 今後被災地の支援に当たっては、阪神・淡路大震災時の経験だけでなく、地域の風土や風習、物事の考え方など地域の状況に応じて柔軟に対応できるよう考慮する必要がある。
- (3) 津波で庁舎が流されたため、資料がほとんど残っておらず、事務が滞る要因となっている。資料のバックアップ等何らかの対策を講じておく必要がある。
- (4) 通常時から県と市町、市町間といった行政間の連携や支援体制の確立が不可欠である。

派遣職員等のコメント

【県土整備部まちづくり局都市政策課 課長補佐 松浦 純
(南三陸町技術参事として派遣)】

- (1) 派遣当初は、期限（お盆までには全被災者を入居させることが目標）がある応急仮設住宅問題に時間がとられた。平日の昼間は、用地選定、近隣の対応、クレーム対応だけで手がいっぱい、応急仮設住宅の建設が一段落するまでは復興まちづくり計画を考える余裕はなかった。

- (2) 紙ベースでの資料がなく、業務全体が口頭指示であることから課員全員が的確に指示内容を把握するのが困難であった。
- (3) 神戸・阪神地域と異なり、東北独特の住民の気質から、住民の意向を汲み取ることがなかなか難しい。
- (4) 今後、復興まちづくりが本格化する中で、住民に対し、わかりやすく、理解を得られるビジョンを示すことができるか、試行錯誤を重ねながら進めていくことが必要だった。
- (5) 大災害の復興では、行政、町民など全ての人が「前向きな姿勢」で取り組むことが必要だった。

【県営住宅の災害査定事務支援（10月31日～12月28日）】

国土交通省から、宮城県内の市町公営住宅の災害査定業務支援のため建築技術職員の派遣要請があったが、県営住宅の災害査定業務が進んでいなかったため、県営住宅の災害査定業務を実施した。

被災地の状況と課題

被害が甚大で災害復旧事業に対応する行政職員の不足が顕著にみられ、工事内容の確認や資料整理がうまく行われていない状況であった。

通常、災害復旧事業を行う場合、災害に基づく補修工事のみの設計書を作成し、施工業者等へ事後に行われる災害査定で必要となる施工写真や資料等を保存するように指示するとともに、工事施工中に当初把握できなかった災害については設計変更等により改めて設計書を作成し、施工業者等と工事内容を的確に把握しながら工事管理を行う必要がある。

経験を生かした支援活動

複数の都道府県の職員で計画書を作成することとなっていたが、作成経験がある職員は北海道と兵庫県職員（H21年度台風第9号災害（佐用町ほか））のみ。本県職員から宮城県庁職員はじめ他の応援職員に査定のポイント等を説明した。

災害査定にあたり、工事内容の確認や資料整理がうまく行われていなかったが、作業手順の効率化、必要様式や書類等の電子化等により、作業効率の低下をカバーし災害査定業務への支障を低減した。

(1) 県営住宅の既設公営住宅復旧計画書の作成（作成対象戸数：約9,000戸）

県営住宅の既設公営住宅の復旧事業に係る災害査定に必要な資料作成

- ・復旧計画書
- ・目論見書
- ・工事内訳書等

(2) 災害査定（机上査定、現地査定）の受検

(3) 査定後の資料整理

(4) 市町公営住宅被害査定の立会

被災地支援で学んだこと

(1) 先を見越した進行管理

災害復旧事業では、復旧事業着手前に査定時において必要な作業や資料を見越して施工業者へその旨の指示等を行い、管理をする必要がある。これは、災害に基づく補修工事であるかどうかを設計時だけでなく、施工中も確認を行いながら進めるうえで非常に重要である。

(2) チーム体制の重要性

宮城県での支援業務は、複数の都道県の職員数名ごとのチーム体制で作業を行った。派遣職員が短期間で入れ替わるため、関係する県職員、及び都道県から派遣されてきた応援職員の良好な人間関係の構築が何よりも重要。

(3) 資料整理の重要性

非常に大規模な災害で混乱している状況であっても、査定では以下のような内容について追及されることが多くあり、工事発注時点から資料の整理等が重要。

- ・写真や点検報告書など被災箇所・状況の確認できる資料
- ・災害復旧のための工事が（通常の維持修繕工事でないことの説明）
- ・その工法や材料を選択した理由、現況復旧でない理由（災害による特別な事情、費用比較）
- ・数量根拠、単価根拠、見積比較
- ・写真の整理（現況や被災状況が明確に判断できるもの、工事中、完成時）

(4) 業務内容に応じた調整が必要（人数・時期）

作業量は、査定直前のシミュレーションや資料整理の時点から、実際の査定時がピークであるため、作業量に応じた応援職員の人数を調整する必要がある。なお、査定期間中の派遣職員の交代はなるべく避けるべきである。

派遣職員等のコメント

【県土整備部住宅建築局公営住宅課 主査 黒原 義晶】

公営住宅の災害復旧事業は、補助金事業となっているが、近年の異常気象等により自然災害はいつ、どこで起きてもおかしくない状況の中、柔軟に対応が出来る交付金事業として、公営住宅災害復旧事業制度を見直す必要があると考えます。

【県土整備部住宅建築局住宅政策課 主査 山崎 尚】

査定では、工事の内容について説明し査定官を納得させる必要があるため、査定に至るまでの資料作成時点から関わった上で査定に望むべきであり、また効果的である。おおよそ1月ほどの派遣期間は適切であったと思われます。

現地でのエピソード

- (1) 査定は2～3班体制で、北海道開発局、関東地整、九州地整等から応援派遣された査定官・立会官であったため、査定官の間でも取扱いや意見の相違もあり、受検側も右往左往したことがある一方、説明に窮した時に立会官が理屈を整理して回答を誘導していただくことも多々あり、非常に好意的な査定官・立会官だった。
- (2) 応援チームの飲み会の釣り銭でお菓子を大量に購入したため、ダイエット中にも関わらず、神戸に帰ってきた際は体重が4kg増えていた。

【家屋被害認定支援】

東日本大震災では、津波が到達していないエリアにおいても、地震による家屋被害が多数発生したが、各自治体の家屋被害調査は、人員が不足し、遅々として進まない状況であった。そのため、現地支援本部から得た支援ニーズや、内閣府からの依頼をきっかけとして、宮城県仙台市、多賀城市、名取市に対して、県及び市町の家屋被害認定士（被害調査を迅速に行い、被災者支援制度の円滑な実施を実現するための知識と技術を備えた者。平成 18 年 1 月に創設。）を中心とした支援チームを編成、派遣し、家屋被害調査を実施、兵庫県外で家屋被害認定士が活動を行う初めての画期的なケースとなった。

被災地の状況と課題

- (1) 家屋被害認定を開始する時期が遅れ、住民への罹災証明書の交付が滞っていた。
- (2) 家屋被害認定の経験不足もあって、兵庫県応援チームへの、調査物品手配の遅れ、調査方法の説明不足、判定結果入力システムの不備の発生など、被災自治体の受入体制が必ずしも十分ではなかった。
- (3) 調査を行うにあたっての交通手段（車、自転車等）の確保が不十分で、効率的に訪問できないこともあった。
- (4) 隣接する自治体間で判定基準に差異があり、一部住民に不信感が生じた。

経験を生かした支援活動

- (1) 経験豊富な家屋被害認定士の活躍

兵庫県では、平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 16 年の台風第 21 号、第 23 号、平成 21 年の台風第 9 号など大規模な災害が発生しており、家屋被害認定調査の経験が豊富であった。特に、家屋被害認定士制度創設後に発生した、平成 21 年台風第 9 号災害においては、佐用町・宍粟市・朝来市が災害救助法の適用を受け、多数の家屋被害認定調査を実施することになり、家屋被害認定士の派遣による支援が行われている。東日本大震災においても、経験豊富な家屋被害認定士が現地に入り、多数の調査を実施することができた。

- (2) 第 1 次多賀城市家屋被害認定調査石巻現地支援本部からのニーズ把握により、家屋被害認定調査を実施した。先行して、県災害対策課の職員 2 名が 4 月 27 日～28 日に現地を訪問し、多賀城市税務課と調査の実施方法等について打合せを行った。調査開始は、多賀城市の希望から 5 月 9 日から 5 月 15 日までの 7 日間とし、急遽、県職員、市町職員の応援を募った。日程に余裕がなく、人数の確保が危ぶまれたが、市町からの協力を得て、最終的には、県職員 12 名、市町職員 22 名、計 34 名のチームを編成することができた。認定調査の活動状況は次の通りである。

調査期間 5 月 9 日～5 月 15 日 7 日間

派遣人数 34 名（県職員 12 名、市町職員 22 名）

調査件数及び調査結果 962 棟

全壊	54 棟 (5.6%)
大規模半壊	43 棟 (4.5%)
半壊	156 棟 (16.2%)
一部損壊	680 棟 (70.7%)
継続調査	27 棟 (2.8%)
被害無し	2 棟 (0.2%)



家屋被害認定調査の様子



調査班員ミーティング

(3) 名取市家屋被害認定調査

神戸市が人員を派遣し支援していたが、処理がなかなか進まないことから、神戸市から県へ応援依頼があった。急遽、多賀城市への派遣チームの中から家屋被害認定の経験者である県職員 3 名を名取市に派遣することとした。活動期間は、5 月 9 日から 5 月 15 日の 7 日間であり、46 棟の家屋被害認定調査を実施した。

(4) 仙台市家屋被害認定調査

仙台市は、あまりにも家屋被害が甚大であり、内閣府が示した津波被害を受けた家屋に対する簡易調査方式でも、遅々として調査が進まず、罹災証明書の遅れに対する市民からの苦情も多数寄せられていた。このため、仙台市から相談を受けた内閣府から、5 月の多賀城市の家屋被害認定調査における兵庫チームの活躍もあり、支援依頼があったものである。多賀城市に派遣されていた県職員 1 名が、派遣期間中の 1 日、夜間に仙台市税務課を訪問。状況・調査方法等を確認のうえ、急遽、県庁内、市町に協力依頼を行った。多賀城市と同様、出発まで時間的余裕がないこと、既に家屋被害認定士を多賀城市に派遣済みであること、他業務（避難所運営・市町業務支援等）で、継続的に人員を派遣していることなどから、難色を示す市町が多く、人員確保が厳しい状況であったが、最終的に、県職員 14 名、市町職員 13 名、計 27 名のチームを編成することができた。その後、仙台市と調査方法、調査様式等について詳細な打合せを行い、27 名を宮城野区（10 名）、若林区（10 名）、太白区（7 名）の 3 区役所に派遣することとした。認定調査の活動状況は次の通りである。なお、仙台市においては、調査数を増やすために、多賀城市のような内部立入調査を行わず、外観目視による調査を行うこととなった。

調査期間 5 月 29 日～6 月 4 日 7 日間

派遣人数 27 名（県職員 14 名、市町職員 13 名）

調査件数及び調査結果 1,799 棟

全壊	52 棟 (2.9%)
大規模半壊	83 棟 (4.6%)
半壊	424 棟 (23.6%)
一部損壊	1,168 棟 (64.9%)
被害無し	72 棟 (4.0%)

(5) 第2次多賀城市家屋被害認定調査

5月の兵庫チームの支援を受けて、多賀城市の家屋被害認定調査は一気に進み、罹災証明書の交付も順調に進み始めていた。しかし、一次調査結果に対して、再調査依頼が出てきたこと、国が、罹災証明書による高速道路無償化の施策を打ち出したことから、調査依頼が急増する事態となった。また、他自治体から応援職員を引き上げる動きもあり、8月4日、再度、多賀城市から県に応援依頼があった。災害発生から5か月を経由し、様々な職種で多数の人的応援を行っており、お盆をはさむ時期でもあることから、仙台市以上に人員確保が危ぶまれた。しかし、税務を中心とした県の各所属、市町の協力により、県職員15名、市町職員15名、計30名を確保し、2チームを編成、継続した2期間を設定して派遣した。多賀城市税務課とは再調査用の対応等について慎重に打合せを行った。認定調査の活動状況は次の通りである。

調査期間 8月18日～8月25日 8日間(初日はガイダンス)

8月25日～9月1日 8日間(")

派遣人数 8月18日～8月25日 14名(県職員5名、市町職員9名)

8月25日～9月1日 16名(県職員10名、市町職員6名)

調査件数及び調査結果

調査結果集計			
一次調査		再調査	
一部損壊 343 件		一部損壊(変更なし)	203 件 (59.2%)
		半壊(1ランクUP)	138 件 (40.2%)
		大規模半壊(2ランクUP)	2 件 (0.6%)
		全壊(3ランクUP)	0 件 (0.0%)
半壊 36 件		半壊(変更なし)	27 件 (75.0%)
		大規模半壊(1ランクUP)	8 件 (22.2%)
		全壊(2ランクUP)	1 件 (2.8%)
大規模半壊 1 件		大規模半壊(変更なし)	1 件 (100.0%)
		全壊(1ランクUP)	0 件 (0.0%)
計	380 件	計	380 件
		変更無し	231 件 (60.8%)
		1ランクアップ	146 件 (38.4%)
		2ランクアップ	3 件 (0.8%)
		3ランクアップ	0 件 (0.0%)

被災地支援で学んだこと

- (1) 現地で認定調査をスムーズに進めるためには、調査方法・判定基準等の確認、調査に必要な物品や交通手段の確保など、派遣先自治体との十分な事前調整、打合せが必須である。事前に確認していても予期せぬ事態が発生することを肝に銘じる必要がある。
- (2) 派遣した職員は、家屋被害認定士はもちろん、認定士以外でも税部門で家屋評価の経験者は現地で速やかに調査にあたることができたものと評価している。しかし、今回の大震災は、被災自治体の考え方により、調査方法、評価基準等、異なるケースも多かったため、国資料や被災自治体調査用のオリジナル資料を用意し、事前研修を行った。この事前研修は、現地に入る前に調査のイメージをつかむためにも有効であった。さらに、現地では、被災自治体の担当者から改めてガイダンスを行った。これも調査に入る前に疑問点を解消するために必要不可欠であった。
- (3) 被災者は、住宅・生活等の再建に心を痛め、不安で一杯であり、調査員は、心身とも押し潰されそうな過酷な状況の中、被災者と認定調査で面会することになる。調査の際に、災害発生時の出来事をお話しされる被災者も多く、調査時間を短縮することだけにとらわれ、事務的、機械的に対応するだけではなく、真摯に話を傾聴する必要もある。一方では、調査については、恣意的な判定は行わず、判定基準に添って適切に実施することが必要である。
- (4) 効率的に調査を実施するにあたっては、適切な移動手段を確保することが重要である。被災自治体側でマイクロバスを用意し、順次、複数の調査班を降乗車する方法を取った自治体もあったが、班により待ち時間のロスが生じることから、公用車の借用に方法を改めた。
- (5) 調査班員により、判定にばらつきが出ないように、1日に最低1回はミーティングを行い、調査方法、評価基準のすりあわせを行う必要がある。理想は、朝、夕の2回であるが、調査終了後の夕方は、判定結果のシステム入力に各班が時間を取られたため、確実にを行うには朝のミーティングが効果的であった。



H23.5.27 神戸新聞

派遣職員等のコメント

【西宮土木事務所 課長補佐 大田 圭信（名取市、第2次多賀城市の家屋被害認定調査に従事）】

私が、家屋被害調査のため派遣された名取市では地震発生から2か月が経過していたこともあり、既に調査体制が整備されており、調査に必要な機器、移動手段の確保、調査対象となる家屋の住人との時間調整、調査後の集計結果のデータ処理など円滑に調査業務が進められる体制でした。今後、同様の調査体制を立ち上げる際には参考になると感じました。

【農林水産業の復旧支援】

宮城県、農林水産省及び水産庁からの派遣要請を受け、宮城県における農地・農業用施設災害復旧支援及び漁港災害復旧支援のため、職員を派遣した。

被災地の状況と課題

- (1) 津波による被害が広範囲にわたり、農林水産業の復旧に必要なインフラ整備に従事する専門技術職員が不足している。
- (2) 被災県はもとより、周辺県からの応援をもってしても、復旧計画の立案作業を進めることが困難な状況にある。
- (3) 専門的な知識と経験を有する職員を一定の期間、派遣する必要がある。

経験を生かした支援活動

- (1) 水産庁からの派遣要請（4/14）を受けて、宮城県における漁港災害復旧の支援を行う職員を派遣
 - ・ 6月1日から 漁港課の土木職職員2名を派遣（～平成24年3月31日）
 - ・ 派遣先 仙台地方振興事務所(塩竈市新浜)
 - ・ 業務 応急工事等の工事監督、災害査定に向けた現地調査及び査定設計書の作成といった応急業務に従事した後、災害査定の実施や災害復旧工事の発注等
- (2) 宮城県から農林水産省への派遣要請（7/6）を受けて、同県における農地・農業用施設災害復旧の支援を行う職員を派遣
 - ・ 9月1日から 農地整備課及び土地改良事務所の農業土木職職員3名を派遣（～平成24年3月31日）
 - ・ 派遣先 宮城県庁、東部地方振興事務所(石巻市)
 - ・ 業務 災害査定の実施、設計・積算、工事管理、除塩事業等

被災地支援で学んだこと

- (1) 地域によっては、今後営農をやめると言われるところもあり、営農意欲の向上を図るためのアプローチを市と県が連携して考えていかなければならない。そのため、総合的なマネジメントができる人材が必要となってくる。
- (2) 担当者以外であっても、急な応援に対応できるようにするため、技術職員全体を対象に災害時の基本的な知識習得のための継続的な教育が必要である。
- (3) ハード整備においては避難場所の選定、避難道路の必要性を感じた。大地震が起きた場合に農業用施設本体（パイプライン、ポンプ場）が地震後すぐに使える状況であるかどうか、施設の更新、新設の際には耐震設計が必要である。

- (4) 今回のような大規模災害の場合、農家は精神的ショックも大きく、営農への希望を与える意味でも、シンボリックな場所(良く目につく農地等)を優先して工事着手し、復旧した姿をいち早く住民に見せることが大きな効果がある。

項目	必要・留意事項
大規模災害への対応	
災害査定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全体量の早期把握 ・手続き、申請資料の簡素化 ・必要最低限での資料で査定できるよう農政局、財務局との事前協議
現場対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の工程を地元へ早期に提示 ・作業環境の整備(事務所が被災した場合も想定) ・県庁窓口の強化(指令塔としての役目) ・全体、短期スケジュール管理と業務分担の時点ごとの見直し ・他地域からの応援職員については、派遣地の地名、地理を早く覚えることが円滑に業務を進める上で必要
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード整備では限界があるため、ソフト対策との連携が必要 ・水門等遠隔操作、避難道路の整備 ・継続的に除塩対策の効果を検証したうえで除塩マニュアルの見直し
大規模災害への備え	
全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成と継続教育(県、市町、土地連、コンサル) ・司令塔の育成、マネジメント能力の向上 ・施設台帳の整備及び定期的な更新(現況施設の写真を残しておくこと) ・旧施設の図面、設計・測量・地質調査報告書の保管 ・水土里情報の活用 ・適切な資料保管(水に浸からない場所、データ化、分散保管) ・資料整理(誰の目にも判別できるよう、最新データの整理)

派遣職員等のコメント

【農政環境部農林水産局漁港課 主査 福山 直寿】

派遣先の仙台地方振興事務所では、漁港・海岸事業の災害査定については申請件数 154 件 213 億円、査定率 97.3%でした。(所管の県管理漁港及び支援した東松島市と松島町)。

このような良好な実績が得られたのは、震災直後、知事からの「我々が震災で経験した知識を、押し売りで構わないのでどんどん被災地に送ること」との指示により、半ば強引に送った兵庫県の「阪神・淡路大震災復興誌(漁港漁村・水産施設復興の足あと)」を手本として、宮城県が「復旧方針」を策定していたためでした。宮城県からは、「大いに参考になった」と感謝の言葉をいただきました。

震災後きちんと復興誌を整理し、後世に伝えた兵庫県職員の諸先輩方のおかげであり、「震災直後のリーダーの英断 経験とそこで得た知識の集積 それらの継承こそ、災害復旧・復興において特に重要である」ということを体験し、学びました。

【加古川流域土地改良事務所 課長補佐 朝比奈 潤二】

農地、農業用施設災害の査定業務を担当しましたが、大規模災害にもかかわらず県、市、改良区、県土連の方々が事務を着実に積み上げていく姿が印象的でした。

災害査定に対する経験不足と、遠慮深い気質や多少のんびりとした気風が感じられましたが、一緒に苦勞する中で素直で人情味があるところが随所に感じられて好感が持てました。

【洲本土土地改良事務所 主任 野村 純数】

災害査定は12月末で完了したが、今後工事の実施においては農家や関係機関との調整や現地状況に応じた設計が必要となることから、膨大な労力と人材が必要と思われます。実施に際しては、工事の監督業務が主となることから、最低でも3か月以上の長期派遣、全体事業量を考えれば4～5年間は派遣応援が必要と感じました。

(3) 健康・こころのケア

【こころのケア支援】

被災者のこころのケア支援を行うため、厚生労働省からの要請に基づき、こころのケアチームを派遣し、避難所を中心としたケア活動を行うとともに、応急仮設住宅が建設されていく中での地域保健体制づくりへの助言を行った。

また、宮城県から全国知事会を通じて中長期職員派遣の要請を受け、応急仮設住宅が建設されていく中での地域保健体制づくりへの助言や、みやぎ心のケアセンターの設置検討に向けた助言を行うため、こころのケア支援職員を派遣した。

被災地の状況と課題

〔仙台市〕

- (1) 生活再建に向けて動き出す人とそうでない人の狭状較差が現れだし、避難所に残る人のストレスが増大し、支援者の心身の疲労も高まっていた。
- (2) また、昼間は家の片付けなどのため避難所内の人数が減少していた。さらに、避難所閉鎖に伴い、応急仮設住宅や民間アパート、親類を頼るなど避難所からの移動が徐々に始まり、ケアを要する人のフォローが十分できない状況が生まれていた。
- (3) 現地の保健医療福祉分野等の支援者や民生委員・自治会役員等へのセルフケアを含めた支援の必要性が増大するとともに、派遣による支援から現地の地域精神保健福祉活動へソフトランディングすることが課題であった。

〔宮城県〕

- (1) 広大な被災地域の状況が明らかになっていく中で、得た情報をどのように活用していくのか、指揮命令系統を改めて再構築していく必要が生じた。
- (2) 宮城県内各地で活動中のこころのケアチームが徐々に撤退しつつあり、精神保健福祉活動は地元地域への活動へ移行していく最中。現地支援者も被災者であり、自分たちだけでやっていけるのかという不安を抱えていた。
- (3) 宮城県版こころのケアセンター構想が立ち上がり、関係者それぞれのプランが上がっていることから、方向性を調整する必要が生じた。

経験を生かした支援活動

〔仙台市〕

- (1) 阪神・淡路大震災を始め、これまでも多くの災害支援の経験を有する兵庫県精神科病院協会や神戸市からも職員を派遣してもらい、1週間ごとに順次交代しながらこころのケアチームを継続派遣した。

- (2) 昼間、被災した自宅の片付けなどで相談ができない人のために、避難所に帰ってきてから相談ができるよう相談時間を延長するよう職員を配置するとともに、休日のオンコール体制をとった。
- (3) 支援者への支援として、阪神・淡路大震災時の反省点も含めた経験を伝達するため、現地支援者を対象に研修会等を開催するなど、現地支援者の疲労に留意し、支援者のケアを意識して活動を実施した。
- (4) これまでの支援の経験から、現地には現地のペースや支援方法があることから、兵庫県の支援方法押し付けないことに注意し、提案したことはできる限り兵庫県チームで担当した。

また、相談者の数や内容の程度に拘わらず現地支援者のニーズに添う支援を心がけた。

- (5) 現地の機関に支援活動を引き継げるように心がけ、現地の関係機関の連携を意識した支援を行った。

活動状況

- ・ 3月18日～6月28日（1チーム4～6人を16チーム派遣）
- ・ 活動人数 延78名

参画機関：兵庫県精神科病院協会、神戸大学、神戸市、県立光風病院、兵庫県こころのケアセンター、県立精神保健福祉センター、県管財課、県障害福祉課

構成員：精神科医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士

活動内容及び実績

- ・ 精神科的トリアージ、投薬、地元医療機関への紹介等の診療・相談件数 685件
- ・ こころのケアに関する普及啓発

支援者に対する研修会等：16会場 604名

対象者：民生委員、他府県・地元のチーム員・保健師、福祉施設職員等

テーマ：被災者への介入の基本、支援者のメンタルヘルス等

〔宮城県〕

- (1) 震災直後の兵庫こころのケアセンターの組織・人事・予算・事業・運営等の功罪を伝え、まずは病院と保健所等の既存の地域医療・保健機関のマンパワー確保等を強化すること。新たな「こころのケアセンター」等の機関(マンパワー)が設立されたとしても、PTSDや心理面のみならず、生活支援や地域保健対策を行う部局と連携・協働が肝要であることを助言。
- (2) 中長期に起こるであろうPTSD・うつ・悲嘆・アルコール・自殺などの問題や対応方法について具体的に助言。特にアルコール対策や応急仮設住宅への介入方法・留意点、要フォロー者の同定などを指導助言。
- (3) 災害後の地域精神保健活動を担う人材育成と支援者支援のため、県庁・精神保健福祉センターに意見具申し、各種会議・研修会を開催してもらい、自らも講師を務めた。

被災地支援で学んだこと

〔仙台市〕

- (1) 避難所以外の被災者への支援に手が届きにくい。
- (2) 地域精神保健の日頃の活動、関係性が非常時によりくっきりとあらわれる。平時にできていないことは、緊急時だからといって急にはできない。
- (3) 生活面の困りごと（住居や仕事など）については割と自分から話されるが、メンタル面の不調を積極的に訴える人は少ない（自分で気付いていない人もいる）。
- (4) 地域の自治組織が強い地域はかえって「自分たちでしっかりやっている」と行政支援を拒否される傾向があった。
- (5) 現地の地域精神保健体制の把握と、派遣チームが現地体制のどの部分を担うのかを理解して活動することが重要である。また派遣チームは最終的に引き上げることを念頭に支援を行うことも重要である。
- (6) あくまでも後方支援の役割であることを、チーム全体が理解しておくことが重要であり、意気込みすぎないことが大事である（思い通りにならないこともたくさんある）。また、疲弊している地域の職員に対して、支援はこうあるべき論をぶつける事をしてはいけない。現地支援者の気づいていないことを提示すること、できていることをねぎらうのも外部支援者の大切な役割であり、職員が活動できる範囲の支援を具体的に提示し、一緒に活動する事に徹した。
- (7) 情報収集の大切さ（特に派遣先の情報がすみやかに提示されることが必要）。
- (8) 派遣員の安全確保の大切さ。
- (9) 避難所が縮小し、各避難者が移動して間もない状況では、まずこころのケアチームの存在を各避難所の代表者への説明や、各避難所に入っている保健師などと連携していくことから始まった。直接支援だけではなく、関係機関との連携や繋ぎを大切にする支援が必要である。

また、無理にケースを掘り起こすのではなく、現地のスタッフから依頼があったケースを丁寧に関わるように心掛け、チームが入れ替わっても、継続していける無理のない関わりの大切さも繋ぎの支援という意味では必要であることを学んだ。
- (10) 自治会組織が機能している避難所は人間関係が円滑なため、個々人の状況を把握しており、問題点を話し合い、早期発見、早期対応がしやすくなっていた。行政主体の運営でなく、住民自治組織の育成が必要である。

避難所だけでなく、応急仮設住宅や恒久住宅においても自治組織が要となることから、避難所の初期段階から自治組織育成に取り組むことが必要。

住民と自治組織、行政のバイパスを確立し、問題があれば連絡がとれる体制を作っておくことが必要。

市民 100 万人のうちの 2 万人（2%）だけが被災し、98%の被災を受けていない人（仙台市の職員も含めて）に共感を得にくく、こどもたちは「津波の子」という扱い

を受けることがあった。孤立感や差別に対する対応が必要と感じた。

行政は差別や偏見が生まれやすい状況にあることを認識し、学校教育や地域への取組みを強化するとともに、問題があがれば、早期に個別対応をすることが必要。

(11)避難所では、被災者・支援者からなる会議や当番制などによる役割分担など、避難生活の体制がそれぞれにできあがっていたが、被災者支援では、大きな余震も含め被災の恐怖とショック、その後のプライバシーが確保されない避難所生活に伴う、不眠、妄想やイライラによる攻撃的な言動、高血圧などの身体不調等々の問題があった。

血圧測定をきっかけに、話に真摯に耳を傾けることを通じて、避難所の方々は一変した生活やこれまでと違った家族関係、仕事や人生の葛藤などにも及んだ話をしてくださり、前を向いていこうとされる姿勢を感じた。

心配している、応援している、何かできることがあれば・・・というメッセージを伝えることも必要な関わりであり、精神疾患に係る必要な救護活動とともに、本人の回復する力を後押しする「こころのケア」活動は、いつでもどこでも必要かつ大切な支援であることを再認識した。

〔宮城県〕

- (1) 災害の大きさ、起きた地域の特徴(都市部・郡部、第一次産業中心など)・文化などを踏まえつつ、過去の体験を活かした支援と現場即応型の支援を心掛けること。(災害は一つとして同じ顔はない)
- (2) 災害は、日常の機関と機関、人と人との関係性を浮き彫りにする。日常出来ていないことは非常時も出来ない。いかに日常の体制作りが必要かを再確認した。
- (3) 広域であればあるほど情報収集や一元化は困難。コーディネートの本部的な所と現場側(例えば保健所)の両方に専門職の調整者が必要(地元ほど被災しているので外部の応援者がその役割を担う必要あり)。今回も地域の保健所・市町へのチーム配置は行ったが、被災した精神科医療機関へのチーム配置が抜け落ちていた。
- (4) こころケアチームの調整はかなり円滑になってきたが、健康面全体のケアを行う保健師チームや一般医療チームとの連携や協働体制がまだまだ不十分である。このことは阪神・淡路大震災後からの課題でもある。

H23.10.28 毎日新聞

派遣職員等のコメント

〔仙台市〕

【県立精神保健福祉センター 医療参事 高 宣良】

兵庫県内の連絡体制を整えること、自分のチームの記録を整理して、次のチームへの引継ぎをきちんとすることが重要だと感じました。派遣の時期で役割が変化していくので、全体の流れをまとめておく必要があると思いました。

「まず簡単な質問から」
神戸福祉センター 被災者 心のケア

多くの被災者が仮設住宅に移ったが、生活が安定するにつれ、迎に帰れることが多くなってきた。阪神・淡路大震災の後、被災者の心のケアや生活支援に取り組んだ兵庫県立神戸福祉センター神戸支所(以下、神戸支所)の職員が、被災者への支援に携わっている。神戸支所では、被災者への支援に携わっている。神戸支所では、被災者への支援に携わっている。

神戸福祉センター 被災者 心のケア

神戸福祉センター 被災者 心のケア

【県立光風病院 精神科医長 青木 信生】

相談場所があるだけで被災者、支援者に安心感を与えます。相談室に来談者が来なくてもそこにいることに意味があります。行政職員の（頭でなく）手足、耳、目となり、ペースを合わせて行政職員・支援者の消耗を防ぐことが肝要です。

神戸の菓子をおみやげとして持参したが、ずっと表情の固かった区役所職員がそのときはお菓子を目の前にした一女性に戻った事は印象的でした。

支援は拡大でなく縮小されていくのが望ましく、避難所の再編に伴い次の段階に移る過渡期は、現地職員の疲弊を招かないように考えながら活動することが重要です。

「こころのケア」を前面に出さず、直接的な「こころのケア」でなくても、できることをするのが間接的にケアになると思います。

【県立精神保健福祉センター 職員 永田 健二】

私が支援に入った時期は、避難所の集約や通常業務の実施など、支援者にしても避難者にしても過渡期でした。活動の方向性が日々変わっていく中で、「県外から短期間で来た自分達になにができるのか？」という問題が常につきまわっていたように思います。

【県立精神保健福祉センター 所長 酒井 ルミ】

被災地支援は派遣職員だけが関わったわけではありません。職場に残った職員が、派遣された職員の業務のフォローや、連絡調整をして後方で支えてくれたことに感謝したい。

【県立精神保健福祉センター 主任 井潟 章子】

チームでは、仁恵病院の春田先生が現地で講演をする機会があり、神戸の震災体験の話を知ることができました。支援の押しつけが現地の人にとって苦痛になること、現地にスタッフのペースに合わせてお手伝いをしていく大切さをあらためて感じながら支援に望むことができたように思います。その関わりの中で、現地の方と公民館で触れあう機会があり、現地の人自身が回復に向けて動き出している力強さや外部からのスタッフに対する気遣いの心を感じることができて、私自身が元気をもらえたように感じました。

派遣された当初、神戸での震災時に支援した経験のない自分が現地に行って何ができるのだろうと思っていました。実際に現地に行っても、自分でイメージしていたような支援は出来ていなかったと思います。しかし、こころのケアとは、特別なものではないこと、また限られた期間の中で特別な支援は出来ないこと、今の日常生活に寄り添う当たり前の関わりが大切であることを実感しました。むしろ肩の力が抜け、自分が出来る範囲のこと、現地のスタッフの求めることを出来る範囲でやっと思いやうと思えました。兵庫県に帰って来た後も、震災が自分の身近なこと、大切なこととして感じられる思いは強くなったように思います。

現地で役立てたかと言われれば、役立たなかったかもしれませんが、自分自身の心の成長としては、とても貴重な体験をさせてもらえたと思います。

【仙台市派遣 兵庫県こころのケアセンター 相談員 長岡 美佐】

被災地のニーズは短期間に変化していたので、柔軟に対応するための情報収集とチーム体制づくりが重要であると感じました。

現地スタッフの疲弊を目の当たりにし、スタッフのストレスや疲労を軽減し、体制を整えることが支援チームの大きな役割だと思いました。

【県立精神保健福祉センター

課長補佐 杉山 智香子】

顔の見える支援をする事で、一方的に支援する立場としてではなく、仙台市職員チームの一員として活動するという体験ができました。



H23.12.1 神戸新聞

【健康福祉部障害福祉局障害福祉課 課長補佐 松野 郁子】

派遣された関係機関・関係職種のメンバーはほとんど初顔合わせでしたが、現地スタッフとともに情報交換と相互協力により、いい体験をさせていただきました。この経験は今後に活かしていきたいと思います。

県庁におけるチーム派遣調整では、緊急対応と時々刻々変化する現地ニーズに対応するうえで、時期ごとにチームの活動体制などを変更せざるを得ませんでした。

兵庫県こころのケアチームとして参画いただいた大学・精神科病院協会・こころのケアセンター・県内精神医療保健福祉機関それぞれの、現地に赴いてくださった職員、現場の業務を調整しフォローしてくださった職員、チーム派遣にご指導ご協力いただいた関係者の方々には多大なご理解とご協力をいただき感謝いたします。

【県立精神保健福祉センター 精神保健福祉専門員 村上 政世】

派遣期間が3日(実働2日)になった時期に何ができるのか、不安な気持ちで参加しました。応急仮設住宅への移行期で、支援者も被災者も少しほっとされている時期だったが、それぞれの時期で引き続いた支援の大切さや応急仮設住宅のアルコールの問題、孤独死問題等の出現について、支援者の方々と情報交換を行いました。

【県立精神保健福祉センター 精神保健福祉専門員 村上 修子】

住民の方々は、仮設住宅への転居生活や避難所の統廃合に向けての不安があり、市の職員も他府県からの支援がなくなることへの不安があり、ともに今後の見通しについて兵庫県の経験談や助言を求められ、具体的な生活のイメージや起こりうる問題の予測を持ちたいと感じているようでした。

若い保健師が応急仮設住宅へ訪問をした際に、応急仮設住宅の環境問題や失職等の相談等、自分の課と直接関係のない話題や健康調査で家族を亡くされたこと等を把握し訪問し

たが、その話題には触れることができなかつた、という相談があり、「こころのケア」を特別なこととしてとらえている感じがしました。どのような話題であっても、必要な場合は他課へ繋いだり関係者と話し合うなど、相談を受けた者が責任を持って対応することの大切さと、日常の悩みから「こころのケア」が始まることを話し合ったことが印象に残りました。

〔宮城県〕

【県立精神保健福祉センター 主幹 藤田 昌子】

1ヶ月間単身で現地に派遣されることになりましたが、派遣される職員のメンタルヘルスも重要です。災害後のメンタルケアの進んだアメリカでは、被災地に職員を派遣する際、最低でも2名ペアでのチーム支援（パディシステム）としています。単身での派遣ではなく、身近に相談できる人や支え合える人と最低限2名ペアで派遣されるべきだと感じました。

被災2ヶ月後での派遣であったが、被災程度による温度差と、役割分担についての調整の難しさを感じました。

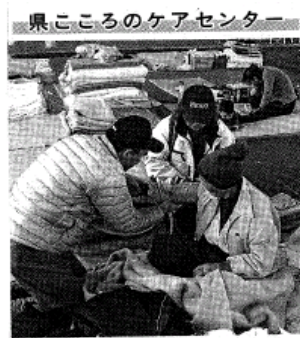
阪神・淡路大震災などを始めとして、過去に外部からの支援を受けてきた経験者としては、できるだけ押しつけがましさや、あるべき論を出さずに助言・支援することを心掛けましたが、助言した内容が一体どこまで相手に伝わったのか、と疑問に感じることもありました。

いずれにしても宮城県も過去に宮城沖地震を経験しており、過去の被災経験をどのように活かすかということについては、我々も再度検討しなければならないと感じました。

新年度が始まって間もない時期の派遣であったため、現職場の新規事業の企画・立ち上げを軌道に乗せる準備と、派遣に当たって過去の資料や情報収集等の準備などに忙殺されました（現地ニーズ即応型にするための準備）。私が派遣されている間の事業の進行、運営面などに多大な迷惑をかけたと思います。災害支援は派遣される者だけではなく、派遣元の職場の理解と協力があつてこそだと感じました。

「震れない」「建設の記録が突発地震から3カ月間、高城内祭りが文庫。東日本大震災の被災者があえる。神戸市中央区の兵庫センターのケアセンター」は、そんな心のケアを担うよう、被災地に派遣チームを派遣したり、支援者養成の研修会を開催したりしている。同センターは2004年に設立され、災害と事故に関する心の診療や研究、人材育成を担う全国初の施設。災害後の心気調は、阪神・淡路大震災後に注目され、適切なケアが行われる体制を整えたい。今回の災害では、津波で家族が奪われるの苦しみを経験した人や、命からがら助かった人が多い。被災者への支援は、被災地だけでなく、被災地の支援者への支援も必要だ。被災地は、それぞれの被災者へのケアが必要だ。被災地は、それぞれの被災者へのケアが必要だ。被災地は、それぞれの被災者へのケアが必要だ。

被災地にチーム派遣



東日本大震災の被災者の心の状態を聞き取る兵庫県のこころのケアセンターのスタッフ＝宮城県内。

H24.1.17
神戸新聞

【兵庫県音楽療法士会によるこころのケア支援】

音楽療法による被災者のケアを通じて復興に貢献するため、兵庫県音楽療法士会と連携し、被災地に音楽療法士を派遣した。

被災地の状況と課題

震災から数ヶ月が経過した段階においても 10 万人超の住民が避難所での不便な生活を余儀なくされており、被災者のこころのケアが大きな課題となっている。

経験を生かした支援活動

- (1) 震災から数ヶ月が経過したが、被災地では多数の住民が避難所での不便な生活を余儀なくされており、被災者のこころのケアが大きな課題となっていた。このため音楽療法士会では、音楽療法によるこころのケア支援の実施について検討し、県に相談・協力依頼を行った。
- (2) 県では、現地支援本部の保健・医療・福祉連絡員等を通じて、被災地の状況や音楽療法による支援の要否等について調査し、その情報をもとに被災地への音楽療法士派遣の調整を行った。
- (3) 6～11月に4回にわたって、音楽療法士3名・運転ボランティア1名のチームを気仙沼市及び南三陸町に派遣し、避難所等において音楽療法によるこころのケアを実施した。
- (4) 派遣にあたっては、現地支援本部の県派遣職員から被災地状況や派遣施設・避難所の情報提供を受けることにより、現地の状況に合わせた活動を行うことができた。
また、被災地出身の音楽療法士を継続して派遣することにより、現地での活動をスムーズに行うことができた。
- (5) 音楽療法の前後に対象者と施設職員と昼食をともにとり、茶話会を設けるなど交流機会をつくることにより、音楽療法をより円滑に行うことができた。



小原木中学校仮設住宅での音楽療法



入谷ひがし幼稚園での音楽療法

日程及び支援活動状況

	期間	実施施設	参加人数
1	6/27～6/29	燦さん館デイサービスセンター、夢の森知的障害者通所施設、高松園知的障害者入所施設、志津川保育所、伊里前保育所、鮎立公民館、小原木中学校避難所	233人
2	9/26～9/28	燦さん館デイサービスセンター、夢の森知的障害者通所施設、小原木中学校仮設住宅、入谷ひがし幼稚園	145人
3	10/17～10/19	燦さん館デイサービスセンター、さきはま保育所、高松園知的障害者入所施設、志津川保育所	209人
4	11/14～11/16	燦さん館デイサービスセンター、夢の森知的障害者通所施設、小原木中学校仮設住宅、伊里前保育所、あさひ幼稚園	206人
合計			793人

被災地支援で学んだこと

- (1) 被災地のインフラの復旧が遅れていたため、最初の派遣では特に移動に時間を要した。余裕をもった派遣スケジュールづくりが必要。
- (2) 音楽療法を実施した施設の職員も避難所から通っており、対象者以上に疲労が見られた。施設職員の健康状態も考慮したうえで、音楽療法を行う必要がある。
- (3) 「音楽療法」という言葉が十分に浸透していない地域での支援活動は、施設の情報や対象者の状況をしっかり把握したうえで活動を行う必要がある。
- (4) 避難所の1日のスケジュールは前もって計画されているため、音楽療法の実施時間は、現地職員と綿密なスケジュール調整をしておく必要がある。

派遣職員等のコメント

【兵庫県音楽療法士会（宮城県派遣）】

被災地で音楽療法が受け入れられるか不安だったが、スムーズに受け入れていただいてホッとしました。各府県からの支援というより、兵庫・神戸から来たと言えば、現地の人の印象が変わるような気がしました。

自分たちが活動を行った施設が、今後も東北の音楽療法士の方に活動を引き継いでもらえそうなので安心しました。

東北への派遣準備では、現地の情報収集、宿泊の手配、運転ボランティアの確保等、困難な道のりでしたが、被災者の方に喜んでいただくなど、無事やりとげられることができて良かった。

【園芸療法を活用した被災地支援の取組み】

被災者の支援に当たっている医師・看護師・教員など対人援助職を対象に園芸療法によるストレスマネジメント研修を実施し、被災者援助を行った。

被災地の状況と課題

- (1) 被災者を支援している医師・看護師・教員・地方公務員などPTSD症状を抱えながらも支援に当たっている多数の対人援助職がいる実態があった。
- (2) 特に、学校においては、震災によるストレスに加え日常的なストレスを強く受け、震災当初の興奮状態から落ち着きを取り戻してから感じ始める疲労や倦怠感、虚しさ、絶望感など、色々な心身の不調を訴え始めていた。

経験を生かした支援活動

平成23年6月15日～19日、9月11～14日、11月1日～2日の3回実施。

- (1) 1回目（平成23年6月15日～19日）

3団体に招聘され、花と緑を用いた園芸が震災後のストレス緩和のツールになることを提案し、園芸療法によるストレスマネジメントの講演を行った。

岩手県：第2回メンタルヘルス研修会：盛岡市医師会（臼井康雄会長）主催

「災害後のこころ PTSDや複雑性悲嘆の理解と私たちにできること」

一部分の講演を担当

日時：6月15日（水） 19:00～21:00

場所：岩手教育会館大ホール（盛岡市大通1丁目）

参加者：医師・保険関係・教育関係者 約250名

宮城県：仙台教育委員会主催 仙台市校長会

「災害時におけるこどものメンタルケア～ストレスとトラウマに対する心のケア」

一部分の講演を担当

日時：6月17日（金） 13:30～15:00

場所：仙台教育センター

参加者：小学校・中学校・高校の仙台市の全校長 210名

宮城県：仙台震災支援者の会で「震災後の心のケアと園芸療法」の講演

日時：6月18日（土） 19:00～21:00

場所：仙台研修センター

参加者：ボランティア支援者（NPO法人関係者、社会福祉協議会など） 約30名



「芝人形」を製作する様子

(3) 3回目（平成 23 年 11 月 1 日～ 2 日）

震災による PTSD 患者の受け入れ病院である精神科病院での園芸療法セッション

支援の目的

花と緑を活用した園芸療法体験により、PTSD 患者受け入れ病院および養護施設やその他の教育現場において、治療および教育のツールの一つとして園芸療法を活用するための研修。

日時および会場

日 時：11 月 1 日 15:00～16:30

場 所：晴和病院（盛岡市手代森 9 地割 70 番地 1）

参加者：臨床心理士、作業療法士、精神科医、相談員、教員他 約 40 名

研修内容

即効性のある生の植物を使ったプログラムを実体験することで、園芸療法による治療の可能性を実感しやすいようにプログラムを組んだ。

ハーブの手浴は、直接香りの効果によるストレス緩和の実体験がやすく、すぐに使えるプログラムである。また、肘浴をしながらバスタオルで覆うとお風呂に入っているかの様な心地よさがあり、治療前後のリラクゼーションとして使えることも提案した。

花のお弁当箱は、花による形や色を形成する楽しさとグループ間での会話を楽しむ事ができる室内で行える楽しみながら個性を発揮できるプログラムである。

〔岩手県警〕

「園芸療法による被災者支援担当者の心の癒しと、支援プログラムの紹介」

対象者：岩手県警察少年補導職員等 50 名

時 間：11 月 2 日 15:00～17:00

場 所：岩手県盛岡東警察署 5 階会議室

支援の目的：

岩手県警の沿岸部では津波により 8 つの支署が流され、多くの犠牲者が出た。震災後沿岸部の少年課では多くの職員による子供の安否確認および被災地での支援活動を行い、職員は休みなく活動した。さらには同僚らの死に直面し疲弊した。そのため職員の中にはうつ症状を訴えるものもいた。内陸部の職員も沿岸部の職員を支えるため震災後努力を重ねてきたという経緯があった。そこで今回の研修会は年に



「花の弁当箱」を製作する様子

1回の研修であり、沿岸部の職員が多くのストレスを抱える中で、これからも内陸部の職員との交流を図り、お互いに助け合える関係を作ることを目的にした。

研修内容：

園芸療法が、誰とでもすぐに打ち解けリラックスでき、コミュニケーションを図ることのできることに着目し、職員の癒しと今後の社会性の構築と、非行少年および震災遺児などのケアに役立つプログラムの提案を行った。

県警本部の研修会を主宰するスタッフは、沿岸部の職員を1人ずつ各テーブルに置き、その他のメンバーは年齢や職場をばらばらに職員を配置する班構成を考え、園芸療法セッションを実施した。

〔北上市の「第三回復興サロン」にて園芸療法による支援を発表〕

対象者：ボランティア支援者(弘前大学教授・千葉大学講師・北上市の現地支援者等)

約20名

時間：11月3日 18:00～20:00

場所：「きたかみ震災復興ステーション」

<http://www.ifc.jp/index.php?itemid=401>

被災地支援で学んだこと

- (1) 学校現場では、養護教員がこころのケアを行っているが、負担が大きいことから、臨床心理士によるスクールカウンセラーの配置が重要
- (2) 教員はPTSD症状の知識が乏しく、現場で対応も困難を極めていることから、PTSDの知識とともにストレス緩和ができる園芸療法の研修会の必要性を実感した。

派遣職員等のコメント

【淡路景観園芸学校 景観園芸専門員(教員) 天野 玉記(第1回目派遣)】

講演後のアンケートより「園芸療法は目新しい言葉でしたが、自然の中にはたくさんの“いやし”があるので工夫次第で効果的な利用ができるのだということが分かりました。」
「園芸療法について知識を新たにしました。即、実践出来るものばかりです。地域にも広げていきたいものです。花の種のプレゼントありがとうございました。」
「自分自身も宮古出身で仕事の同僚を2人亡くし、なかなかその悲しみが癒されず3ヶ月過ぎてしまいました。今日のお話でやっと自分も癒され、これからはきっと誰かのために頑張れる、そういう気持ちが生まれてきました。」など、多数の記述があった。園芸療法による震災支援の必要性を感じました。

【淡路景観園芸学校 園芸療法士 上地 あさひ(第2回目派遣)】

参加者は、園芸療法を実体験することより、身も心も軽くなったと言われ、明日からの現場で活用したいと笑顔で帰られました。芝人形づくりではお互いに表情を作りながら、笑いが出、楽しいムードになっていました。

【淡路景観園芸学校 園芸療法士 上地 あさひ (第3回目派遣)】

精神科での参加メンバーは、ハーブの手浴でリラックスし、花のお弁当箱で美しい花を使う事で創造の楽しさを味わい、仲間との会話も活発になっていました。

すぐにでも使える治療方法やストレスケアの方法として認識され、好評でした。

警察での研修は、ハーブの手浴で始めたが、すぐに和やかなムードになった。(肘浴をしながらバスタオルをかぶせるととても気持ちがいいと言われ、会話が弾みました。

現地でのエピソード

- ・ 第2回目の釜石での研修会に参加していた或る教員は「震災後学校に行けなくなって3カ月間休職していたが、来週から復職する予定だ。不安で仕方がなかったが、今日の研修会に来て少し復職への不安がなくなった。芝人形を学校で子供達と作ってみます。」と言われて笑顔で帰られた。園芸療法の癒しと前向きな気持ちになることが出来る力を実感した。
- ・ 第3回目の岩手県警察少年課の課長より「震災後精神科に通院をしていた職員が笑顔で『頑張ります』と言って帰って行ったのを見て、何より嬉しかった」と言われた。ストレスケアの研修会の意義があったと思った。

研修会後の反響

- ・ 第1回目の講演の聴衆であった岩手県立大学看護学部の教員から「園芸療法によるストレスマネジメント研修会を実施したい」と申し出があり、招聘されて第2回目派遣の研修会が実施された。また、第3回目派遣の園芸療法研修会も同様に、第1回目の講演と第2回目の研修会の参加者からの招聘であった。被災地では園芸療法によるストレスケアの支援を必要としていると思った。
- ・ 研修会后、岩手県養護教諭部会震災対策委員会より、「会議で学校の職員に伝講するためレジュメをそのまま活用させていただきたい。また、研修を受講したメンバーが地域で広めたいと考えており、資料を活用させて頂きたい」と反響があった。また県養護教諭部会震災対策委員会のホームページで第2回、第3回の講演内容のパワーポイントのPDF版が掲載された。また、芝人形をはじめとする園芸療法プログラムも紹介された。
- ・ 岩手県臨床心理士会の震災サポートメンバーから芝人形の作り方と、芝人形の見本の送付を依頼され、芝人形の材料や作品見本を送った。応急仮設住宅および学校での震災支援に活用されたと報告を頂いた。
- ・ ストレスマネジメント研修会后、養護教員から「今週の本校の保健室では、男子生徒の過呼吸が連続してありました。呼吸法で整え、ストレスと感じていることを言語化できるようにサポートし、その部分を担任、教科担任、学年と連携しながら調整したところ落ち着きを取り戻しました。たくさんのことを教えていただきありがとうございました」というお礼のメールが届いた。

【花と緑を活用した被災地支援】

淡路景観園芸学校及び兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科の教職員及び学生による花と緑を活用した被災地支援活動を実施した。

被災地の状況と課題

被災地では、不安な日々を送られている子どもたちも含めた住民が多数おられるので、不安を解消するための花やみどりを活用した支援が必要

経験を生かした支援活動

平成 23 年 9 月 4 日から 6 日まで被災地の復興支援と学生の参画意識を高めることを目的として淡路景観園芸学校及び兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科の教職員及び学生による被災地支援活動を実施した。

主 催：淡路景観園芸学校、兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科
協 力：兵庫県立大学 自然・環境科学研究有志、造園学会関西支部チーム 1、阪神グリーンネットのメンバーなど
学内参加者：19 名（教員 4 名（林まゆみ准教授（チームリーダー）、嶽山洋志講師、阿久根端美インストラクター、澤田佳宏講師（一部のみ）
研究科 2 期生 7 名、研究科 3 期生 8 名）

活動内容

9 月 4 日 石巻市 2 か所でプレーパーク活動

市から紹介された「河北総合支所」管内の仮設住宅の 2 か所で子供たちに遊びを提供するプレーパーク活動を実施。



プレーパークへの参加を呼びかけるスタッフ



仮設住宅でのプレーパーク活動

9月5日 南三陸町 歌津 平成の森及び港地区の仮設住宅での活動

2班に分かれて二つの仮設住宅で、プログラムを実施。

午前 2か所で合計 70 基の花苗プランターを設置

午後 フラワーアレンジメントプログラム(園芸療法を活用した癒しのプログラム)

及び、プレーパーク(子どもたちへの遊びの提供)を実施

プレーパークは子供達の帰宅に合わせ最後の時間を実施



子どもと一緒におもちゃづくり



仮設住宅駐車場で花苗をポットへ植替え

9月6日

被災した南三陸町の中心部にある小さな「せせらぎ公園」で草引きや低木の植栽を実施

震災前は美しく整備された日本庭園風の公園でしたが、震災後は瓦礫の山になっていました。勝倉氏たちが復旧ボランティアを既に始められており、瓦礫は随分と撤去されていましたが、まだ雑草が生えている、という状態でした。

【ご協力いただいた皆様】

仙台市役所、花みどり 3.11 復興支援ネットワーク宮城、NPO法人冒険あそび場 せんだい・みやぎネットワーク、西公園プレーパークの会、石巻市復興本部、石巻市河北総合支所、南三陸町復興本部、南三陸町建設課、南三陸町社会福祉協議会生活支援センター及び支援員の皆様、曾洞宗大雄寺、勝倉造園、南三陸町歌津地区内、「平成の森」及び「港地区」仮設住宅の皆様、(株)ヘッズ、兵庫県立人と自然の博物館研究員、阪神グリーンネット



せせらぎ公園の復旧をお手伝い

被災地支援で学んだこと

今回の被災者支援を通して、花やみどりを生かした活動の有効性を学習することができた。それは、例えばストレスマネジメントであったり、環境改善活動であったり、交流促進で

あつたりと、多様な効果が得られたことが成果であった。

派遣職員等のコメント

【淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員 林 まゆみ】

それぞれのプログラムには、町の社会福祉協議会に所属されている生活支援センターの支援員さんたちが数名ずつ参加してくださいました。この方々が、さらに別の地域でもこのような活動を支援していただけるようにということです。

宿泊させていただいていた大雄寺（だいおうじ）では、毎朝、庭の草引きや剪定を行いました。今回大変お世話になった南三陸町の造園家の勝倉氏にはかなり、「辛口」の指導をしていただき、学生たちには良い勉強になりました。

「せせらぎ公園」は震災前は美しく整備された日本庭園風の公園でしたが、震災後は瓦礫の山になっていました。勝倉氏たちが復旧ボランティアを既に始められており、瓦礫は随分と撤去されていましたが、まだ雑草が生えているという状態でした。

現地でのエピソード

今回の活動は、（社）日本造園学会関西支部大会で口頭発表およびポスター発表として発信し、15名の学生が大会における関西支部優秀賞を頂きました。

(4) ボランティア活動の促進

【ボランティア活動の促進】

東日本大震災の被災地を支援するため、ひょうごボランタリープラザで公募した一般ボランティア等を継続的に派遣するとともに、ボランティアニーズや交通事情等、現地情報の適切な提供のため、インフォメーションセンターを開設した。

被災地の状況と課題

- (1) 被災市町では行政機関や社会福協議会自体も甚大な被害を受けており、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を継続して支援する必要がある。
- (2) 津波により浸水した被災家屋の復旧や被災者の生活再建等を図るため、泥かき等のボランティアが大量に必要とされたにもかかわらず、震災後のボランティア活動数は、原発事故等の影響もあり、阪神・淡路大震災時を大幅に下回っている。
- (3) 被災地のボランティアニーズの増加と石油等の供給安定化に伴い、ゴールデンウィーク期間中を中心に、バス・マイカー等高速道路を利用したボランティアの急増が予想されるなか、ボランティア活動に関するニーズ情報や交通情報等が不足することからくる混乱が危惧される。

経験を生かした支援活動

(1) 第2次先遣隊の派遣

第1次先遣隊派遣時に受けた「温かい食べ物がほしい」という被災地の要請に基づき、第2次先遣隊（兵庫県ご当地グルメ連絡協議会、姫路おでん協同組合、神戸学院大、関西学院大ほか34人）を松島町に派遣（3月23日（水）～25日（金））し、カレーや豚汁、おでん等の炊き出しを行うとともに、泥かきや家財の移動などの支援活動を行った。



豚汁の炊きだし

(2) 一般ボランティア（ボランティアバス）の派遣

2次にわたる先遣隊での調査結果を受けて、初めて公募した一般ボランティア（69人）をボランティアバス（4台）で、石巻支援本部との調整のもと、松島町と東松島市に派遣（3月28日（月）～31日（木））し、松島町ヨットハーバー施設内のヘドロ除去（土嚢1,500袋＝約40ト相当）や東松島市東部の大曲、赤井地区の家庭の大型家具・家電の搬出等の支援活動を行った。



松島町ヨットハーバーでの泥かき

以降、兵庫県のカウンターパートである宮城県を中心に、兵庫県現地支援本部や被災地の災害ボランティアセンターとの調整のもと、10月末までにボランティアバスを7回運行(25台)して、公募したボランティアを延べ467人派遣し、被災地支援活動を行った。

ボランティアバスの標準行程は、17時頃に神戸を出発し、北陸自動車道を経由して15～16時間をかけて翌日8時頃、被災地に到着し活動を開始。

16時頃に1日目の活動終了後、現地旅館等に宿泊。なお、当初は、大広間に雑魚寝で、寝具(毛布)も持ち込みという状況であった。

そして、2日目の活動終了後、17時頃に現地を出発し、翌日8時頃に神戸に到着するという3泊4日の日程(車中2泊、宿舎1泊)であった。

ボランティアは、バス料金以外の経費(旅館等の宿泊費及びボランティア保険 災害特例型保険料(300円)、食事代等)を負担。

なお、スコップ等の活動用資材や支援物資をバスのトランクに積み込み、食料や着替え等の個人用荷物を車内に持ち込むことから、大型バス(補助席除く44人定員)1台当たり20人のボランティア(1人当たり2席)が乗り込んだ。

また、ボランティアの募集は、第1回のみ県内在住等に限定せず広く募集したが、2回目以降は応募者多数のため、県内在住・在学・在勤で初めての方のみに限定して行った。ゴールデンウィークまではそれでも9時30分の受付開始後1時間程度で定員(80人)に達するなど、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県民としてのボランティア意識の高さが伺えた。また、このことは、参加ボランティアのアンケート調査結果として、多くの方が参加理由に「阪神・淡路大震災の被災県・被災者として被災地の役に立ちたいと思ったから」とともに「以前からボランティアに興味があり、何度かボランティアを経験しているから」をあげていることでもわかる。



家具の運び出し



石巻市内の小学校校庭の側溝の泥だし

(3) 協働バスの運行

一般ボランティアの派遣と並行して、大学コンソーシアムひょうご神戸や県関係団体等と協働したボランティアバスを運行(39台)して、ボランティアを延べ938人派遣し、被災地支援活動を行った。

(役割分担)

- ・プラザ：ボランティア派遣ノウハウ等の提供、交通手段の確保
- ・相手方：参加者の募集・引率、現地との連絡調整、宿泊先の手配等

(4) 東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンターの開設

被災地のボランティアニーズの増加と石油等の供給安定化に伴い、ゴールデンウィーク期間中を中心に、バス・マイカー等高速道路を利用したボランティアの急増が予想されたため、被災地のニーズや道路状況を把握し、ボランティアへ情報を提供する、「東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンター」を開設・運営した。

当日の受付状況や迂回路等の情報を提供し、ボランティアの過度の集中による混乱を回避するとともに、不足している地域への誘導を図った。

概要

- ・開設期間 平成 23 年 4 月 20 日～ 5 月 15 日（26 日間）
- ・開設場所 東北自動車道旧泉本線料金所跡地
- ・関係者等 兵庫県、同社会福祉協議会、ひょうごボランタリープラザ
協力 宮城県、同社会福祉協議会、関西広域連合、東日本道路会社東北支社、
（株）日本旅行東北
- 協賛 日本臓器製薬（株）、日本財団、中央共同募金会
- ・運営体制 スタッフ 延べ 351 人
内ボランティア 281 人（兵庫県 87 人、地元 194 人）

利用実績

- ・利用者数 2,017 人（来所 1,280 人、電話 737 人） ピーク 198 人（5 月 3 日）
- ・利用件数 2,927 件（延べ）



東北自動車道ボランティアインフォメーションセンターの外観

ボランティア活動相談	838 件
道路交通情報	837 件
災害 VC 情報	735 件
被災地情報	225 件
宿泊相談	88 件
休憩・休養	23 件
その他	181 件



毎朝のミーティング風景



東北自動車道ボランティアインフォメーションセンターのボランティアスタッフと一緒に

(5) 東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫の開設

東日本大震災被災地への継続的支援のため、「東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンター」の機能を引き継ぎ、必要な情報を提供する「東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫」を開設した。

概要

- ・開設期間 平成 23 年 5 月 27 日～
- ・開設場所 ひょうごボランティアプラザ内
- ・機能 情報（ボランティア受入状況等）提供(情報は 9 月末日までは毎日更新。それ以降は毎週更新)、ボランティア活動相談
- ・運営体制 プラザ職員のほか、震災被災者として県に採用された池添麻奈職員（福島県出身）が従事

利用実績

- ・利用者数 774 人（来所 183 人、電話 591 人）
- ・利用件数 1,414 件（延べ）



ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫開所式

ボランティア活動相談	4 2 9 件
道路交通情報	4 1 件
災害 VC 情報	3 4 4 件
被災地情報	1 5 3 件
宿泊相談	4 2 件
その他	4 0 5 件

東日本大震災のボランティアが急増する。ボランティアに情報を発信。アソウウィックに併せ、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。

「本当に助かった」

被災地へ感謝

ボランティア情報の拠点

東日本大震災のボランティアが急増する。ボランティアに情報を発信。アソウウィックに併せ、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。

被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。

被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。同センターは先月20日、被災地の復興に併せて役割を終える。

H23.5.15 毎日新聞

被災地支援で学んだこと

(1) 総合的な情報をワンストップで提供することの有用性

情報提供の拠点施設の設置場所となり得る、全国の高速度道路会社やJR等の交通機関等との連携体制を整えておく必要がある。

(2) 広域災害における後方支援の重要性

今回のように被害が甚大で、被災県・市町等の行政機能が麻痺している場合は、地域外の自治体或いはその連合体が支援を行う必要があり、平時からその仕組みを構築しておくべきである。

(3) 地元キーマンの重要性

ボランティアバス受入に尽力いただいた西村松島町前副町長のほか、インフォメーションセンター関係では東北大学の村松淳司教授を通じて、インフォメーションセンターのスタッフとして、地域の交通事情にも明るい地元ボランティア団体（グランディ・21ボランティア委員会等）の参画を得ることができた。

(4) 平素からのボランティア団体やNPO法人、社会貢献活動に意欲的な企業等とのネットワークの大切さ

兵庫のコムサロン21やコミュニティ事業支援ネット、生涯学習サポート兵庫、ひょうご地域防災サポート隊、しゃらく、コミュニティー・サポートセンター神戸のNPO法人や有馬ロイヤルゴルフクラブから人的支援を受けたほか、日本臓器(株)等からは支援物資の提供を受けた。また、東北楽天ゴールデンイーグルス選手会からは、兵庫県ボランティアが被る帽子や炊き出し等にかかる資金支援を受けたほか、ヴィッセル神戸からはボランティアが着用するビブスの提供を受けた。



東北楽天ゴールデンイーグルス選手会からの資金提供により作成した「楽天カラーの帽子」



ヴィッセル神戸からビブスの提供
大屋・都倉・林選手からボランティアリーダーへ贈呈

派遣職員等のコメント

【ひょうごボランタリープラザ 所長代理 高橋 守雄】

阪神・淡路大震災の経験を生かし、地震発生直後の3月18日に、井戸知事を先頭にボランティア分野や医療団などの調査団を全国に先駆けて大型バス4台で被災地に派遣しました。

その成果として、「ひょうごボランティアプラザ」が東北自動車道の旧泉料金所跡地に設置した「東北自動車道・ボランティア・インフォメーションセンター」が、被災地はもちろん政府や全国から高い評価を得ることができました。

閉所後も最新の被災地のボランティア情報の収集・発信を望む声が寄せられ、6月下旬に「ひょうごボランティアプラザ」内に「東日本大震災 ボランティア・インフォメーションセンター兵庫」を開設して、今も最新のボランティア受け入れ情報を、インターネットなどを通じて全国に発信し続けています。

現地でのエピソード

(1) 4月下旬の再開に向けて、石巻市内の学校を支援する第2回ボランティアバス(当初日程：4月6日～9日)で、1日目(7日)の活動を終えて、宿舎で就寝中の午後11時32分、宮城県沖を震源とする震度6強の余震が発生した。多くのボランティアが活動継続を希望したが、石巻支援本部と協議し、事故の危険性と支援相手方(市立商業高校、渡波小学校)の受入困難とを考慮して、2日目の活動を中止し、8日夕方に帰神した。英断であったとの意見もあったが、一部からは不完全燃焼との声も聞こえてきた。

なお、活動を中止した2校については、約10日後の第3回ボランティアバスの際に訪れ、支援活動を行った。

(2) 高齢社会に向け、男性の食の自立を目指して、地元仙台で活動をしている60代を中心とする市民グループ「賢和会『男の台所』」から、東北自動車道ボランティア・インフォメーションセンタースタッフに対して、5月1日から14日まで昼食提供の支援を受けた。

安海 賢(あずみ けん)主宰は、「わざわざ兵庫から来ていただいている皆さんに地元として何かをさせていただきたい。皆さんが、活動に専念できる環境づくりができれば。」と語り、メンバーが材料を持ち寄って作る心温まる料理にスタッフ一同は支えられ、業務に従事した。



賢和会「男の台所」の皆さんが昼食を準備中。この日のメニューは「手まり寿司」

(3) 第1回の一般ボランティアの中に、USJに勤務されている方がいた。現地でのボランティア活動をしながら、次は自分の会社として何か出来ることはないかと模索しておられた。この活動をきっかけとして、会社内でボランティアを集め、その後東北で何度もボランティア活動をされているそうである。

ふるさと福島の力に

東日本大震災の被災者を支援するボランティアに、現地の情報を発信する「東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫」が27日、ひょうごボランティアラザ（神戸市中央区東川崎町1）に開設した。福島県富岡町から避難した池添麻奈さん（28）＝神戸市中央区＝が常駐スタッフとなり、「被災したふるさとの役に立ちたい」と意気込む。

原発20キロ圏から避難の池添さん

被災地の災害ボランティアセンターから、需要や宿泊状況などの情報を集め、同ラザのホームページ

神戸

シや電話で紹介する。情報は平日午後4時に更新する。常駐スタッフは3人。池添さんは本年度までの期

ボランティア情報センター

緊急雇用第1号 常駐スタッフに

間付きで、兵庫県の被災者緊急雇用対策として初めて採用された。福島では中学校の講師をで、前向きになれたといわれ、自宅は福島第1原発の20キロ圏内。3月下旬に神戸に移った。「ひどい状況から逃げてきたが、被災地のために何とかしたくて、もどかしかつたと振り返る。被災地とつながる仕事か

務め、自宅は福島第1原発の20キロ圏内。3月下旬に神戸に移った。「ひどい状況から逃げてきたが、被災地のために何とかしたくて、もどかしかつたと振り返る。

東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫で働く池添麻奈さん（ひょうごボランティアラザ）



H23.5.28 神戸新聞

（本田純一）

【青少年本部による被災地支援活動】

阪神・淡路大震災をきっかけに制定した「ひょうご青少年憲章」の理念に基づき、被災した青少年やその家族を元気づけ、励ます支援活動を行った。

被災地の状況と課題

被災した青少年等を元気づけ、励ます支援が必要。

経験を生かした支援活動

(1) ひょうご青年協力隊（被災地でのボランティア活動に従事）の派遣

兵庫県青少年団体連絡協議会の構成団体から、青年ボランティアを募集し、県ボランティアプラザのバスを利用して6月15日～18日に13名を東松島市・亶理町に派遣し、泥かきなどを実施。

(2) 県立山の学校による支援

石巻市内の避難所では、被災者は各世帯を仕切る段ボールなどに紙の名札を貼って暮らしていた。そこで、せめて木の表札を掲げてもらうと、山の学校の生徒が「表札板」180個を作成し、石巻市内の避難所・仮設住宅等に贈呈。（6月15日）



表札板 作成

「涼の音プロジェクト」として、猛暑に被災地に涼を届けようと、兵庫県内の愛好家から幼虫や卵を譲り受け、山の学校の生徒が飼育した「スズムシ」3,000匹を石巻市内の被災した13箇所の小学校等に贈呈。（7月14日）



スズムシとこどもたち

(3) 県立舞子高校に対する寝袋の提供

県立舞子高校環境防災科の生徒が、被災地でのボランティア活動を行う際の「寝袋」を県立いえしま自然体験センター所有の予備物資から50個提供。（5月7日）

(4) 宮城県県民会議への情報提供

本県青少年本部と同様の事業を展開する「青少年のための宮城県県民会議」からの要請を受け、阪神・淡路大震災当時に当本部が行った被災青少年に対する支援の取組



H23.7.6 朝日新聞

実績について資料（阪神・淡路大震災時の子どもの心のケア事業関連資料）を提供。（5月29日ほか）

(5) 「ひょうご子ども・若者応援団」からの活動助成

企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、地域の青少年育成団体やグループが行う青少年への活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業に、「東日本大震災関連特別助成」を新設。兵庫県内に避難・居住している青少年との交流を図るハイキングやキャンプ、交流事業などの青少年活動を対象として、1団体15万円を限度に11団体に助成した。



交流相談コーナー



コーナーに展示した被災地の写真

被災地支援で学んだこと

- (1) 「涼の音プロジェクト」の一員として、宮城県にスズムシを届けた際、被災地の小学校で、小学生や幼稚園児が周りに集まってきて、虫かごの中をのぞき込んだり、楽しそうに話している姿を見て、頑張ってきてよかったと思った。また、このプロジェクトがたくさんの方々の支援で成り立ち、こどもたちの笑顔につながったということを実感した。
- (2) 東北からの避難者と地元住民や青少年との交流イベントの場では、ふるさとを遠く離れた生活での戸惑いや将来への不安など様々な思いが語られ、それをかつて阪神・淡路大震災を経験した地元の人たちが静かに聞き入っていた。

この交流イベントでは避難者同士の繋がりもでき、自分たちから何かを始めようとする動きも見られたことが、大きな成果だった。共感し合える場、また語り合える場があることの大切さを痛感し、ふるさとに戻れる日まで息の長い支援が必要だと強く感じた。

H23.6.15 神戸新聞



東日本大震災
被災地へ手作り表札
兵庫県立山の学校生が150個

県立山の学校（宗像市）被災した人たちに使ってもらおうと、表札1500個を手作りした。佐用町の被災地支援コーナーで、福井さんが14日、宮城石巻市の避難所に向けて出発した。

震災後、何度も被災地を訪れた福井さんが、段ボールの表札が数多く出回っているのを見て、「木のぬくもりを届けた」と、森林学習に取り組み、同校に協力を呼び掛けた。

（佐田英樹）

被災した人たちに使ってもらおうと、表札1500個を手作りした。佐用町の被災地支援コーナーで、福井さんが14日、宮城石巻市の避難所に向けて出発した。

震災後、何度も被災地を訪れた福井さんが、段ボールの表札が数多く出回っているのを見て、「木のぬくもりを届けた」と、森林学習に取り組み、同校に協力を呼び掛けた。

（佐田英樹）